

## ○議 事 日 程（第 1 号）

平成27年 3 月 10 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 5 議案第 2 号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更につ  
いて
- 日程第 7 議案第 4 号 平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 8 議案第 5 号 平成26年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 6 号 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議案第 7 号 平成26年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議案第 8 号 平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議案第 9 号 平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3  
号）
- 日程第13 議案第10号 平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第14 議案第11号 平成26年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第15 議案第12号 平成26年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第16 議案第13号 関ヶ原町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第19 議案第16号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例に  
ついて
- 日程第20 議案第17号 関ヶ原町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第21 議案第18号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 関ヶ原町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第22号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 関ヶ原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第25号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第29 議案第26号 平成27年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第30 議案第27号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第31 議案第28号 平成27年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成27年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 平成27年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第34号 平成27年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第35号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第36号 平成27年度関ヶ原町水道事業会計予算
- 日程第40 議案第37号 平成27年度関ヶ原町病院事業会計予算
- 日程第41 請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願について
- 日程第42 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願について
- 日程第43 請願第3号 T P P交渉に関する請願について

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### ○出席議員（9名）

1番	川瀬方彦君	2番	子安健司君
3番	松井正樹君	4番	田中由紀子君

5番 小谷清美君  
7番 中川武子君  
9番 室義光君

6番 浅野正君  
8番 澤居久文君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	教育長	中川敏之君
監理官兼 会計管理者	吉田和司君	総務課長	藤田栄博君
学校教育課長	三宅芳浩君	参事兼 病院事務局長	西脇哲郎君
住民課長	河島玲子君	社会教育課長	岩田英明君
西消防署長	田中文男君	産業建設課長	西村克郎君
水道環境課長心得	兒玉勝宏君	地域振興課長心得	高木久之郎君
税務課主幹	田中常敏君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	澤頭義幸	書記	小林孝正
書記	高木由佳子		

### 開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番 浅野正君、7番 中川武子君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの14日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成26年11月分から平成27年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 議案第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成27年3月10日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字関ヶ原2554番地の13、氏名、桐山文弘、生年月日、昭和29年7月31日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第1号について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である桐山文弘氏の任期が本年3月25日をもって満了いたしますので、後任に引き続き同氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第5 議案第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第2号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議案第2号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に、次の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成27年3月10日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字玉408番地、氏名、長谷川妙子、生年月日、昭和24年9月25日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第2号について御説明申し上げます。

本町の教育委員会委員である澁谷光昭氏の任期が本年4月3日をもって満了いたしますので、後任に長谷川妙子氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、学校教育課長からいたさせます。

○議長（松井正樹君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三宅芳浩君） 議案第2号につきまして御説明させていただきます。

長谷川氏は、玉在住の満65歳でございます。大学を卒業後、教師として38年間勤務をされ、小学校の校長も2校務められまして、平成22年3月に退職されておられます。

関ヶ原町の小・中学校での勤務も通算で14年間ありまして、関ヶ原南小学校では教頭をされております。関ヶ原町の教育をよく知っておられる方でありまして、また、現在の委員が全て男性でありますので、女性委員としても教育委員をお願いいたしたいと考えております。

なお、任期につきましては、平成27年4月4日から平成31年4月3日までの4年間となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 男女の比率ですね、教育委員さんの。長谷川さんを入れて女性1人ということですか。

○議長（松井正樹君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三宅芳浩君） 教育委員さんは教育長を入れまして4名いらっしゃいますが、全て男性の方です。今回、澁谷先生と長谷川さんがかかわられますので、3対1ということになります。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第6 議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第3号 平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第3号について御説明申し上げます。

玉農業集落排水事業につきましては、使用料収入の不足のため、平成26年度玉農業集落排水特別会計への繰入金を1,143万3,000円から1,170万8,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第4号 平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明申し上げます。

歳出につきましては、職員人件費の所要の職員手当、共済費の補正、また事業の執行状況に

よる不用額の減額、歳入につきましては、税収等の見込み、補助金等、それぞれの決定に伴う減額など、総額6,298万6,000円を減額する平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

○総務課長（藤田栄博君） 議案第4号 平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,298万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,184万6,000円とするものでございます。

議案書の20ページをお願いします。

歳出のほうから御説明させていただきます。

給料、共済費、職員手当等の人件費につきましては、年度末までの支払い見込みによるため、説明を省略させていただきます。

歳出のほうの総務費の総務管理費ですが、5番目の財産管理費ですが、補正額はゼロですが、一般財源を400万減額し、国庫支出金を400万ふやすという、これはマイナンバー制度の補助金の関係で、一般財源をなくして国・県支出金のほうへ組み替えしたというものでございます。

次の財政調整基金費ですが、これは、それぞれの基金の利子の見直しと社会福祉関係の寄附金による増額で、226万7,000円の増額としてございます。

21ページをごらんください。総務費の選挙費ですが、農業委員会の選挙費ですが、これは無投票のため執行いたしませんでしたが、立候補受け付けの経費のみ残して291万5,000円を減額するものでございます。

○住民課長（河島玲子君） 21ページですが、総務費の戸籍住民基本台帳費の使用料ですが、49万4,000円を減額させていただきます。これは、窓口証明用コピー機器の借上料を、再リースをかけずにそのまま使用ができたということで減額をさせていただきます。

次、22ページをお願いいたします。民生費、社会福祉総務費でございますが、これは主に臨時給付金の関係の減額でございます。報償費、マイナス12万円、需用費、マイナス80万円、役務費、マイナス20万円、委託料、マイナス10万円、使用料及び賃借料、マイナス50万円、負担金補助及び交付金740万円。740万円につきましては、臨時給付金の関係で、1月1日現在で該当者を調べましたところ、その後で該当しないというような方もお見えになりまして高額な減額となっておりますが、これは国庫で100%補助されるものでございますので、返金をいたしたいと思っております。20番の扶助費ですが、310万円の増額です。これは自立支援給付費300万円、地域支援事業費10万円が給付費として増額になったためのものでございます。



次、介護保険事業費でございますが、繰出金、介護保険特別会計繰出金612万7,000円、これは給付費の増額によるものでございます。介護保険特別会計繰出金（事務費等分）につきましては56万7,000円の減額をいたします。

続きまして、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費のほうですが、臨時職員の賃金を130万円減額です。これは職員が確保できなかったためです。

次に、児童措置費、これは扶助費、これは被用者の児童手当82万円の増額と非該当者の児童手当399万円の減額、特例給付32万円の減額です。これも対象者の見込み数が多少減少になったということです。

続きまして、衛生費、保健衛生総務費ですが、賃金130万9,000円、これは職員を確保いたしましたが、病気のため途中で退職というふうになりましたので、その分を下げさせていただきます。また、委託料、妊婦健診の委託料ですが、これは受診回数と妊婦の人数の見込みが多少減ったということで118万5,000円の減額です。また、予防費委託料233万4,000円、これは子宮がん予防のHPV予防接種が年度途中で積極的勧奨をやめたというようなことで受診者が減ったことと、10月以降に定期接種に入ってきました成人の肺炎球菌と水ぼうそうの対象者があつたんですが、受診者数が伸びなかったということで減額をさせていただきます。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 衛生費の保健衛生総務費の中に、職員手当等ということで時間外勤務手当25万円がございます。こちらにつきましては、火葬場の利用件数が当初見込みよりふえることがわかってまいりました。あわせて、時間外勤務手当を補正させていただくものでございます。

それから、4の環境衛生費、19.負担金補助及び交付金280万7,000円の減でございます。合併処理浄化槽設置整備事業補助金ということで、実は玉地内のほうで観光関係の施設でございますが、合併処理浄化槽、当初の見込み人槽、50人槽ぐらいのものを申請ということで承っておったわけですが、県との協議におきまして、敷地面積もカウントしなくてはならないということで大幅に大きくなりました。そのため、当初の補助基準から外れることになったため減額をさせていただくというものでございます。28番の繰出金につきましては、先ほどの議案に上がっていたものでございます。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 24ページの農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金、青年就農給付金150万円につきましては、今年度就農した新規就農者への平成27年度分の給付金を前倒しして給付するもので、10分の10の補助でございます。同じく電牧柵助成金の30万円の減と鳥獣被害防止柵事業補助金120万円の減につきましては、生産見込みによりまして減額をさせていただくものでございます。

次に、畜産業費の賃金、需用費、役務費、原材料費の減につきましては、ヤギ事業の廃止により、それぞれ減額をお願いするものでございます。

農地費の工事請負費、県単土地改良工事94万8,000円の減につきましては、松尾地内の農道舗装工事の入札差金及び地元との協議によりまして変更がございましたので、それに伴う減でございます。

25ページの林業費、林業総務費、負担金補助及び交付金の間伐促進事業補助金の68万3,000円の減につきましては、事業費の精算による減でございます。

林道費、負担金補助及び交付金の80万円の減、補償補填及び賠償金の90万円の減につきましても、山のみち地域づくり交付金林道事業の事業費精算により、県への負担金及び立木補償費の予算を減額させていただきます。よろしく申し上げます。

○地域振興課長心得（高木久之郎君） 引き続き、25ページの商工費です。

商工総務費、負担金補助及び分担金、住宅用太陽光発電システムの補助金でございますが、申請が予算額を超えますので補正させていただくものでございます。

商工業振興費100万円、これも住宅リフォーム補助金でございますが、申請が予算額を超えますので補正させていただくものです。

続きまして観光費でございますが、これは駅前観光交流館建設事業のオープンに向けた準備の予算でございましたが、事業がおくれておりますので、一度減額させていただくものでございます。なお、委託料につきましては、これは建設に伴う設計監理委託料が予算に不足を生じますので補正させていただきます。

続きまして、26ページです。観光施設整備費でございます。60万円の減となっておりますが、レンタサイクルのラッピングの修繕ですが、今年度は執行しませんでした。のりの伸縮の状況により時期を定めてから、改めて来年度執行させていただく予定でございます。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 続きまして、土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の委託料、道路点検業務110万円の減につきましては、入札差金によりまして予算が余りましたので減額をさせていただきます。

道路橋梁新設改良費の負担金補助及び交付金2,800万円の減につきましては、県道牧田関ヶ原線の県営事業負担金の事業費精算により減額をさせていただくものでございます。

除雪対策費の職員手当等130万円、委託料850万円につきましては、12月に2日、1月に2日、2月に4日の除雪作業を実施しておりまして、時間外勤務手当及び除雪作業委託料の実績による予算不足と、また今後の見込みも含めました額の補正をお願いするものでございます。

河川費、河川維持費の負担金補助及び交付金の120万円の減につきましては、今須新明地内の急傾斜地崩壊対策事業負担金の事業費精算によるものでございます。

次の27ページの都市計画費、都市計画総務費、報酬の地籍調査推進委員報酬6万8,000円の減、需用費、印刷製本費の16万2,000円の減、委託料、地籍調査全体計画策定業務20万円の減につきましては、来年度より予定しておりました地籍調査事業の前に、国事業によります山村

境界基本調査を行いまして、地籍調査につなげていく事業に変更することによりまして、今年度の予算が不用になったことがございます。そのため減額をさせていただきます。

次に住宅費、住宅管理費の委託料41万8,000円の減につきましては、木造住宅耐震診断の申請実績に伴い減額をさせていただくものでございます。また、負担金補助及び交付金の360万円の減につきましては、木造住宅耐震補強工事の助成金でございますが、申請がございませんでしたので減額をさせていただくものでございます。

○西消防署長（田中文男君） 引き続き、27ページをごらんください。

消防費の消防施設費でございます。補正はしてございません。国・県の支出金が1,177万2,000円ございました。地方債を600万減額させていただいて、一般財源として577万2,000円減額させていただくということです。これは新明の防火水槽の関連でございます。以上です。

○学校教育課長（三宅芳浩君） 続きまして、28ページ、29ページをごらんください。

教育費の教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費のそれぞれ賃金でございますが、年度末までの支出予定ということで不用額が出る予定となりましたので、それぞれ減額させていただくものでございます。

次に、中学校費の委託料でございますが、来年度実施を予定しております関ヶ原中学校の柔剣道場の耐震補強に係ります耐震補強計画及び設計を、本年度、現在作成しておりますが、補強計画を専門機関に諮るに当たりまして、ボーリングによる地盤調査結果が必要となりましたので、その調査費用分と、それとあわせまして西濃建築事務所との協議の中で建築確認申請等が必要となりましたので、その関係書類の作成分の費用額を合わせまして55万円を増額補正させていただきますものでございます。

次の幼稚園費の委託料につきましては、来年度の幼稚園舎の耐震補強に向けまして、耐震補強設計を26年度で予定しておりましたが、幼保の一元化等の検討を早急に進めるということになりまして、今年度、この工事によりまして学校施設関係の補助金を使いまして改修を行いますと、その検討結果によりまして目的外使用ということで返還も予想されるということで、本年度の設計を一旦見送らせていただきまして、検討後に改めて設計及び工事について計画をさせていただきたいということで、予算全額の283万円の全減額をさせていただくものでございます。また、同じく幼稚園費の工事請負費につきましては、遊戯室のエアコン取り付け工事を予定しておりましたが、当初予定の新品ではなく、解体した関ヶ原中学校の職員室に設置してありましたものが十分に使用できるものであったということで、それを再利用させていただきましたので、不用分の90万円を減額させていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

○産業建設課長（西村克郎君） 災害復旧費、農業施設災害復旧費の工事請負費113万円の減でございますが、工事が完了しました今須地内の大貝戸頭首工、大高地内の内海戸頭首工の災害

復旧工事の入札差金及び変更による残を減額させていただくものでございます。

○総務課長（藤田栄博君） 歳出最後の公債費ですが、元金でございますが、補正91万円で、合計3億3,291万7,000円とするものでございます。

次、歳入に入らせていただきたいと思えます。

議案書の13ページをごらんください。

町税ですが、町民税、現年課税分が2,100万の減額、滞納繰越分が150万の減額で、個人の分が合計2,250万円の減額となっております。

次、法人の分ですが、均等割が150万円、法人税割が200万円の減ということで、差し引き50万円の減額、町民税合計で2,300万円の減額となりまして4億3,700万1,000円となっております。

次、固定資産税ですが、現年課税分が3,100万の減額、滞納繰越分が50万円の減額で、計3,150万円の減額となっております。

次に軽自動車税ですが、現年課税分として50万円の減額で1,680万円となります。

次、14ページをお願いします。

たばこ税ですが、現年課税分300万円の減額で4,100万円としてございます。

次に、地方譲与税の地方揮発油譲与税ですが、100万円の減額で1,000万となっております。

同じく地方譲与税の自動車重量譲与税ですが、200万円の減額で、合計2,400万円となっております。

次に利子割交付金ですが、100万円の減額で210万円としてございます。

次、15ページをお願いします。自動車取得税の交付金ですが、200万円の減額で410万円としてございます。

次に地方交付税ですが、普通地方交付税1億2,600万円の増ということで、合計11億2,600万円となっております。

次の分担金及び負担金の農林水産業費分担金ですが、県の土地改良事業分担金の事業量の減ということで、39万8,000円を減額し105万3,000円としてございます。

次の使用料及び手数料ですが、衛生使用料、斎苑の使用料300万の増で2,502万8,000円となっております。

次、16ページをお願いします。国庫支出金の民生費国庫負担金ですが、障害者自立支援給付費等負担金としまして150万円、これは給付費の増ということで増額です。そして、次の児童手当交付金ですが、精算分として232万7,000円の減額で、合わせて82万円7,000円の減額となっております。

次の総務費国庫補助金ですが、400万円の増で796万3,000円になっておりますが、これはマイナンバー制の交付決定が増額となりましたので、このようになってございます。

次の民生費国庫補助金ですが、臨時給付金の精算分等、合わせて947万円の減額。

衛生費国庫補助金ですが、合併処理槽の関係で93万6,000円の減額。

土木費国庫補助金ですが、木造住宅の耐震診断助成金の20万9,000円の減額と、社会資本整備総合交付金60万5,000円の減額。そしてがんばる地域交付金、これは町単道路の整備事業分ですが、1,254万1,000円つきましたので、総額1,172万7,000円の増額となっております。

次の教育費国庫補助金ですが、幼稚園の就園奨励費補助金3,000円の増額。

消防費の国庫補助金1,177万2,000円、新明地区の防火水槽分のがんばる地域交付金がつきましたので、国庫補助金の合計で1,709万6,000円の増額で1億4,603万円となっております。

次、17ページをお願いします。県支出金ですが、民生費県負担金ですが、障害者自立支援給付費等負担金、あと中学生の中学校修了前被用者児童手当負担金等、合わせまして16万8,000円の増で7,231万4,000円となっております。

次の県支出金につきましては、事業費の減によるものでございます。合計が127万5,000円の減額で1億6,477万7,000円となっております。

次、18ページをお願いします。財産収入の利子及び配当金ですが、これは各基金の利子でございまして、76万7,000円の増額で124万9,000円となっております。

次の財産収入ですが、不動産売払収入です。90万8,000円、これは玉の太陽光システム用地の売却の40万8,000円と、野上の町道の隣地の町有地50万円、これを合わせて90万8,000円です。

次の物品売払収入85万9,000円ですが、購入ヤギの25万9,000円と、この前競売にかけましたビニールハウス60万円、これを合わせて85万9,000円の増となっております。

次の生産物売払収入ですが、生産ヤギの売払分として63万2,000円、合計財産収入239万9,000円で、321万2,000円としてございます。

次の寄附金ですが、一般寄附金42万9,000円の増、これはふるさと納税の分が主でございませぬ。

次の民生費寄附金115万円ですが、これは社会福祉の寄附金で4件分でございます。

次の教育費寄附金5万円、これは1件分で5万円を見込んでございます。

合計寄附金は162万9,000円の増となっております。

19ページの繰入金をお願いします。減債基金繰入金ですが、5,000万円の減額とし、1億円としてございます。これは、がんばる交付金とか普通交付税の関係で、予算を照らし合わせて収入のほうの組み替えをしたものでございます。

次の財政調整基金繰入金ですが、4,000万円の減額、これも先ほどの減債基金と同じように歳入を調整してございます。合計、基金繰入金が9,000万円の減額で3億7,000万としてございます。

次の繰越金ですが、1,488万8,000円の増でございます。

最後に町債ですが、交付金の増額と事業費の見込みにより減額しまして、合計で7,243万3,000円としてございます。

次に、9ページをお願いします。繰越明許費でございます。

商工費の商工費、駅前観光交流館建設事業で7,145万円、災害復旧費で農林水産施設災害復旧費、竹ノ尻の内海戸の分ですが、農業施設災害復旧事業として2,930万円としてございます。

次の10ページをお願いします。地方債の補正でございます。

限度額の変更をお願いしたいと思います。

臨時財政対策債2億6,000万円を2億5,066万7,000円。そして一般公共事業、これは広域農道駅前交流館、これを駅前交流館のみの借入れとすることとしましたので、5,750万円を4,450万円。地方道路等整備事業債ですが、県営事業負担金、町単工事、これを県事業の事業費の減と、町単工事についてはがんばる地域交付金が充当されますので、変更後はゼロ円としてございます。防火水槽整備債ですが、新明地区の防火水槽ですが、がんばる地域交付金で充当しましたので、600万円をゼロ円としてございます。

以上、歳入歳出の補正の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 臨時職員の減額が、児童福祉総務費とか保健衛生費とか、畜産の70万は今の事業が廃止になったことでわかるんですけども、あと調理員とか何か、5人ばかりあったんですけども、それが臨時職員がなくても、そのままほかの人で補って対応できたのかどうかということ。そういうことであれば、今後は人件費の見直しとして、その辺は必要でなかったら、僕は無駄な人件費は払う必要がないもので、もっと精査されるべきだと思うんですけども、全体ではどういうことでこういう臨時職員、ざっと5人ですか、わかりませんが、それが採用がなくて、それでよかったというような説明でしたので、その辺だけちょっとお願いします。

○議長（松井正樹君） 監理官。

○監理官兼会計管理者（吉田和司君） 臨時職員の関係ですが、保育士関係につきましては大変確保するのが難しいということで、無理無理今やっただけが現状でございます。

学校関係の調理員とか、あるいはアシスタントの関係につきましては、若干時間的に余裕が見てありましたので見直しをさせていただいて、特に夏休み等の勤務についてはできるだけ控えていただくように対応させていただいたということで、その辺調整をさせていただいて減額をさせていただいたという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 今お答えいただきましたのでよろしいんですが、やっぱりこういう時期ですから、職員の方が多少お互いかばい合ってやっていくということ、それから見直しも十分していただいて、厳しい財政の中で少しでもそういう人件費の見直しもしていただきたいということをお願いして、質問は終わらせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 歳入関係なんですけど、いろんなところでがんばる地域交付金とあるんですね。これは定義はどういうことなんですか。どういうところへ使っていいとか、どういうところでいただけるとか、そういうのはわからんですかね。それを教えていただきたいのですが。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 定義といいましても、特に交付金でございまして、ないのですが、ただ、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対してつくということで、全体的には2,431万3,000円がついてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） しつこいようですが、本当に財政力が弱いところといたら、例えば我々も視察に行ったところがあるんですけど、財政力指数も少ないところへ、例えばこうやって弱いところだったら無尽蔵にいただけるとか、そういうことであるのか。例えばこういうところにどうしても我がまちは弱いところがあるので、こういうのはいただけませんかというのは通用するのか、そういうものではないのですか。だから、定義というのはどういう範囲で財政力が弱いとか、そういうあれをやるから、そういうふうなものはないのかね、何も。それを聞きたかったんですよ。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 特に定義はないのですが、うちのほうでがんばる交付金に該当するのではないかとということで申請して、ついたら……。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） いっぱい申請すれば、うちはこういうのが、例えば駅前でも、ちょっと上がっちゃったけどもやないけどできんけど、計画はしておったんやけど、そういう部分の差額分ぐらい交付金でもらえんのかとか、何でもできるでしょう。例えば中学校の耐震のやつでも、新しく建て直してもそう変わらなかった。そういうところへ足らない部分をもらえんのか。だから、そういうメニューというか、どういうあれが対象になるかということを知りたい。

ったんですが。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 国庫補助とか対象になっていないものについての話ですので。

後で回答をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） これはどこで管轄しておるの、国は、総務省ですか。そこだけもう一遍お願いします。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 総務大臣から来てますので、総務省です。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

8番 澤居久文君。

○8番（澤居久文君） まず歳出のほうから、28ページの、先ほど柔剣道の耐震の計画委託料と言われましたけど、その内容の中でボーリングと言われましたよね。今建物は建っているんでしょう。どこをボーリングするんですか。ちょっとその場所を教えてください。

それから、27ページの地籍の調査、これ実際動き出したらとんでもないことになるんですが、これ次年度から動き出すんでしょうかね。ちょっとその2つだけお願いします。

○議長（松井正樹君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三宅芳浩君） ボーリング箇所につきましては、現在の柔剣道場の基礎の部分の調査ということになりますので、液状化検討ということも含めまして、すぐ横の部分でボーリング調査をするということでございます。

○8番（澤居久文君） それで地質がわかるという意味ですか。

○学校教育課長（三宅芳浩君） それで今回の耐震レベルの状況はわかるということは聞いております。

○8番（澤居久文君） 本来、普通ボーリングといったら、何もない更地のところに建てるものの、その土地をボーリングするのが本来だろうと思うんですけども、建っているものの際で立って、それ1メートルずれておったら断層の差でどうかこうとかという、いろいろあると思うけど、妙かなと思うんですけど、そういうお話でしたらそれで、納得しかねるんですけども、それでわかるのでしたら仕方がないと思いますけど。

それから、もう1つのやつをお願いします。

○議長（松井正樹君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 地籍調査と、先ほど説明させていただきました山村境界基本調



査について御説明させていただきます。

本来でしたら、平成27年度より地籍調査のほうの事業化という予定でございましたが、地籍調査が他の市町でもなかなか順調に進んでいないということ。また、当町におきましては山林が多いということもございまして、まず山村境界といいまして、山のしっかりした境界というわけじゃないんですが、隣地が誰かとか、そういうことを国事業で、山のほうはなかなか、その所有者さんが実際に自分の山がどこかもわからないという状況でございまして、自分とこの山がどこにあるのか、隣は誰なのかということを確認しながら、国事業でございまして、ただ、この山村境界基本調査が入りますと、基本的には5年以内に地籍調査につなげていかなければならないということもございまして。ということで、たちまち地籍調査に入るのではなしに、境界のわかりにくい部分から入って行って、地籍調査のほうに入っていけたらなということで、また来年度要望はしておりますが、この国事業で確実にやっていただけるという回答は来ておりませんが、要望はさせていただいておるという状況でございまして。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番 澤居久文君。

○8番（澤居久文君） 最終的に、そういうことが本当にできるかどうかという心配をしておるだけですけれども、今の話でとりあえずやめておきますわ。

それから歳入ですけど、税関係で6,000万近い数字が減額されておりますけど、通常、毎年こんな数字が出ると質問が出ますけど、当初予算の見誤りではないかと、こういう言葉が出ますよね。その辺をお伺いすると、それからトータル的に、今回、減額減額の数字ですけども、これも決算委員会でよく出る指摘事項ですけども、今後、大きな不用額が決算には出ないでしょうねという念押しでございまして。よろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） 税務課主幹。

○税務課主幹（田中常敏君） 予算を立てるときに、毎年7月、8月時点で課税状況の調査をしております、それも参考にしながら次年度の予算を立てておるわけなんですけれども、最近といいますか、個人町民税に関しましては給与所得の上昇の低さ、上昇がそれほどなかったというようなこと等、また課税者の減といったことも考えられまして、税収が不足しております。

それから、固定資産税につきましては、最も考えられますのは、今償却資産における総務大臣の配分等につきましても大幅に減っております、そういったところが税収の不足につながっている原因だというふうに思っております。

大きな減額については、今個人町民税、固定資産税関係が一番大きなものでありますので、今御説明させていただきました。

○議長（松井正樹君） 監理官。

○監理官兼会計管理者（吉田和司君） 毎年、決算でいろいろ御指摘をいただいております不用額

の関係ですが、今回不用額が出ないように各課に指示をしております、事業等につきましては実績に基づいて減額するように指示をしておりますので、恐らく出ないという予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 9番 室義光君。

○9番（室 義光君） 歳入の18ページですが、町の土地を売却して、2カ所で金額は小さいですが90万8,000円というようなことで、野上の場所だということですが、その売却する価格ですね。今回は面積も小さいというようなこともあって、これがもっと大きな土地を売却せんならんというふうなときに、何を基準にして、税務のほうの固定資産の評価の何掛けでいくのか、それとも時価でいくのか、そこら辺は相当変わると私は思うんですけど、それは所管がどこかちょっとわかりませんが、売却した経緯と売却した単価ですね。これは何を基準にして売却したのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 野上地内の売却に伴います50万円分につきましては、購入される方が不動産鑑定士の方に頼まれて価格を出していただいております。その単価で、町としては売却をしたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 9番 室義光君。

○9番（室 義光君） 今、課長さんの説明ですと、相手方の不動産鑑定士さんがされたということですか。それはおかしいんじゃないですか、そんなものは。町のほうが鑑定士さんを頼んで評価するならいいんですけど、相手の方の言いなりに売却するんですか。そんなことはおかしいんじゃないですか。

○議長（松井正樹君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 基本的には、町のほうで評価額とか実勢価格を勘案しまして金額を提示させていただくんですが、その場合に、先方さんのほうがその金額で納得されない場合は不動産鑑定をしていただくというふうになっております。それで、今回の場合は野上の方が自分で不動産鑑定を依頼されて、このような金額が出てきたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 9番 室義光君。

○9番（室 義光君） 余り深くは言いませんけれども、何か50万というふうなことで、1カ所がですね。だけど、もっと大きく面積があつて、どうしても売っていただきたい、売却するというようなことになると相当の税が私は出ると思いますが、そこら辺、税務のほうで固定資産税を売却したら掛けるわけですね。当然、その土地の地価というものがあつて、評価されて税

額を掛けられるというふうなことは当たり前の話ですが、そこら辺、売却された相手がというようなことは、私は逆だと思えます。それは条例か何かで決まっておるんですか。相手が納得されなったら、相手の固定資産の評価する人をお願いして、逆に町が納得しなったらどうなるんですか。相手が評価してもらおうでしょう。そうすると、相手は安い方がいいのですから、安くて売ってしまうんですか。そこら辺は、ちょっといろんな問題が出てくると思いますが、それは。

それともう1つ、売却された土地というのは、ちょっとお話は聞いてはおったんですけど、もとの水路敷とか赤道というようなことを聞いていました。だけど、あそこはたしかのりがあって、下にブロックが積んであると思うんですけど、その分は道敷ですね。道敷からもとの田んぼの中に水路敷とか赤道があるやつの売却というなら話はわかるんですけども、もともと町道で、あそこは買収されたと思うんですけど、大分前に。買収されたところをまた今度売ることになると、ちょっとそこら辺はおかしいんじゃないかなという疑問を感じるのですが、そこら辺も含めてお願いします。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） 今の評価の関係ですけれども、基本的には固定資産税の課税評価をベースにしてやっておるということで、基本はそうなんです。ただ、不動産鑑定士を入れた場合におきましても、どちらで頼んだでということじゃなしに、不動産鑑定士は看板背負ってやっている方で、公正にやっていただけるということでのそれを参考にさせていただいて、比較考量の上で価格は決めるという流れになっております。ですから、普通は固定資産の評価額をベースにさせていただいて決める。

それから、今の土地の用地の関係ですけれども、これにつきましては、もともとあそこは田んぼが低いところであって、のり敷があったと。現状、あそこが埋め立てをされて道とほぼ一緒になっていると。現状を見ますと、のり敷を残していく必要はないだろうという判断のもので、現状不用分という形の中で売却の求めがありましたので、それを売却すると。

普通ですと、その分は占用許可とか、そういう形になるんですけども、占用という形であっても、これは本人のためにも余り、町としても占用で残す必要はないという判断のもとで、今回は売却にさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） まず22ページをお願いします。19の負担金補助及び交付金ですけれども、740万の減ということで、当初の該当者が当てはまらなんだという説明がありましたけれども、実際に該当者であって、いろんな事情で当たらないというケースがあるのかどうか、ち

よっと確認をしたいと思います。いろんな事情で。

25ページをお願いします。真ん中の商工業振興費ですけれども、100万の住宅リフォーム補助金の追加予算が出ています。これの実績を教えてくださいなんですけれども、この100万も含めた中での実績というか、予想も含めて教えてくださいと思います。

それから最後に29ページの幼稚園費ですね。幼稚園の耐震補強設計業務がまるっと減額されたようなんですけれども、先ほど述べられたように今後の行方がまだわからないということなので、それは今後、いつごろまでに方向性を決められようとしているのか、その辺のめどを伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 22ページの負担金補助及び交付金の関係でございますが、1月1日現在ということで課税状況を調べた結果から、その後、遠隔地で課税されている方に扶養されている方とかがあったりとか、課税状況が多少変わってきたということで当たらない方があります。うちで交付決定をした後にも、私は息子にちゃんと扶養しておってもらえるからということで交付を受けられなかったような方もお見えになりました。

皆さんがきちっと申請していただけるように、今年度は65歳以上の独居老人の方には民生委員の方に回っていただく予定でしたが、町職員が独居老人訪問と兼ねて申請等を進めてまいりましたので、なるべく申請の漏れがないようにいたしました。課税状況の結果、こういうふうになったということでございます。

○議長（松井正樹君） 地域振興課長心得。

○地域振興課長心得（高木久之郎君） 住宅リフォーム補助金ですが、当初200万（9月100万、12月100万）、そして今回100万の補正をお願いしているところですが、実績といたしまして、39件の交付決定を今まで行っております。まだ7件分の交付決定ができていない状況であります。まだ数件、電話等の問い合わせがありますので、それに対応するために補正させていただくものです。以上です。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） 幼稚園の耐震の問題ですけれども、これは幼稚園のほうの認定こども園の制度ができたということから、統合問題を今後考えたいというのがもともとあると。そのときに、その施設をどうするかという問題も含めて来年度検討を進めたいなというふうに思っております。

これは、当然子供の数が減ってきている状況の中で、今後どうするかというのは大きな課題になると思いますけれども、どのような形でまとまるかというのは、時期的にはまだはっきり先を決めて取り組んでいるわけじゃないんで、これは皆さん方の御了解を得る形の中で進めたいというふうに思っているところでございます。

また、認定こども園の中身についても、今の幼保一元化的なもの、いわゆる幼稚園教育と保育園を併存する形がいいのか、1つにするのがいいのか、いろんな形があるみたいなんですけど、そういった運営の仕方そのものにも言及して協議を進める必要があろうというふうに思っていますので、そういったものをまとめた段階で方向性を決めたいというふうに思っています。ですから、うまくすれば来年度中に方向性が決まればいいなという思いでおります。そんなような段階です。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 子安健司君。

○2番（子安健司君） 寄附金のふるさと納税ですけれども、今までお礼というか、大体ヤギアイスを配ってみえたかと思うんですけど、今後どうされるのかというのと、他町なんかは一生懸命やって、たくさん収入として得てみえるかと思うんですけど、今後どうされるかを聞きたいです。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） ふるさと納税で皆さん要望されている物品というのが、今ヤギアイズと言われたんですが、戦国グッズがほとんどでございます。今後、特に今のところは何も考えていません。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、回答の絡みがありますので、これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（松井正樹君） 暫時休憩に引き続き会議を始めます。

先ほどの回答をお願いします。

総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 済みません。それでは、がんばる交付金について回答させていただきます。

これは、国の経済対策に伴う国の補正予算に計上された事業に該当する町の事業についてもらえるもので、地方債の対象経費のみ充当可能となっております。がんばる交付金は平成26年度のみ交付金でございます。

○議長（松井正樹君） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第5号 平成26年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明申し上げます。

一般被保険者の保険給付費の増額により、総額552万円を追加する平成26年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,514万3,000円とするものです。

34ページをごらんください。保険給付費、一般被保険者療養給付費、補正額200万円、これは給付費の増額によるものでございます。

次に一般被保険者療養費、補正額50万円、これも給付費の増によるものでございます。

次に保険給付費、一般被保険者高額療養費300万円を補正するものでございます。これも、高額医療の対象者が増額したことによるものでございます。

9番、基金積立金、基金積立金2万円。これは、基金の利息が2万円つきましたので、これを補正するものでございます。

次に33ページ、歳入のほうでございますが、国庫支出金、1療養給付費等負担金、補正額176万円、3国庫支出金、財政調整交付金33万円、合計の209万円につきましては、療養費の

32%と調整交付金6%によるものでございます。また、繰越金341万円につきましては、一般会計からというふうになっております。それで、合計552万円の歳入の補正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「ありません」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第6号 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

主に施設介護サービス給付費の増額によりまして、総額4,900万9,000円を追加する平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,900万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億5,134万9,000円とするものでございます。

43ページをごらんください。一般管理費ですが、補正額はございませんが、国庫支出金のほうが56万7,000円ということで、一般財源56万7,000円を減額させていただきます。

次に保険給付費、1の居宅介護サービス給付費560万円の減額です。これは、居宅介護サービスの給付は減ったためでございます。

3番、施設介護サービス給付費4,700万円の増でございます。これは、施設入所者の数がふえて給付がふえたということでございます。

6番、居宅介護サービス計画給付費60万円の増、介護認定者等が増加したために、サービス計画費が増額いたしました。

44ページのほうですが、介護予防サービス給付費300万円の増でございます。これも介護予防サービスの給付がふえたということでございます。

次に、高額介護サービス等費、高額介護サービス費ですが100万円の増、これも高額に該当される介護サービスの提供が多くなったということで増額をさせていただいております。

あと、次ですが、特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費の給付費ですが400万円。低所得の方等の入所がふえたということで400万円の増額をさせていただいております。

次に45ページのほうですが、一次予防事業費のほうの臨時職員の人件費100万円の減でございます。これは職員が退職をしたということで、要らなくなってしまいました。以上です。

次に歳入、40ページでございますが、国庫負担金745万円の増でございます。これは定額の20%の補助ということで745万円の増額です。

また、国庫支出金、1番の調整交付金ですが250万円、約5%の給付をいただきます。

地域支援事業交付金、マイナス25万円です。

地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）については3,000円の増でございます。

それから介護保険国庫補助金が56万7,000円ということで、合計282万円の補助金が国庫からいただけます。

次に支払基金交付金ですが、介護給付費交付金1,450万円、これは2号保険者の納付分でございます。

2番に、地域支援事業支援交付金マイナス29万円でございます。

次に県支出金、介護給付費負担金880万円、これも現年度分でいただいております。

それから県支出金の県補助金、地域支援事業交付金はマイナス12万5,000円、2番の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は2,000円の増で、マイナス12万3,000円です。

5番の県支出金の交付金でございますが106万6,000円。これは、保険料の収納が計画より大幅に下回った場合に、今は第5次ですが、計画の最終年度に限り、県のほうからいただけるものでございます。

繰入金でございますが、介護給付費繰入金が625万円の増、地域支援事業繰入金（介護予防事業）のほうは12万5,000円の減、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）については2,000円の増、その他一般会計の繰入金は56万7,000円、先ほど補助がついたということで56万7,000円で、計556万円の増額でございます。



10番、町債ですが、財政安定化基金貸付金から922万6,000円を借り入れるということで、計3,442万6,000円の増ということになっております。よろしく願いいたします。

38ページをごらんください。地方債補正でございますが、財政安定化基金をお借りいたしますので、変更前2,520万円プラスで、変更後は3,442万6,000円ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 施設介護サービス給付費が4,700万ふえたということですが、どのような状況がこの3年間で変化したのかということをお伺いしたいのと、財政安定化基金貸付金、平成26年度だけで3,400万何がしが県から借金をするというので、今後、次期事業計画の中にこの返済金が振り分けられると思うんですが、私ちょっといろいろ調べてみたら、次期の3年間で返さなくても、6年、9年というふうに延ばせると聞きましたが、そういうことも選択肢の中に入らないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 施設入所の関係でございますが、昨年夏に垂井町のいぶき苑さんのほうが増床をされたということで、それまでショートステイですとかデイサービス等、ほかの介護サービスを使っていた方が一度に入所できたということでございまして、昨年6月の更新時には90人であったのが、現在100人の入所者ということで、10名ふえております。ということで給付がふえてきております。

それと、今の3,400万の関係ですが、次期3年間で返さなくてもよいのではないかということでございまして、介護保険の国庫負担の算定等に関する政令というのがございまして、その中で財政安定化基金による貸付事業は、基金事業貸付金の償還期間は、次の3年間の最終年度の末日というふうに規定されておりますので、それを延ばすということは政令上では無理ということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 私もう少し勉強したいと思うんですが、町の財政が大変苦しい場合は延ばすこともできるというふうに、私はちょっと何かの文書で見たんですけど、そういうことはないですか。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） 確かに厳しいとは思っています。ただ、介護保険の場合、今後また利用者がふえる見込みがあるということを考えると、今回も大分値上げをさせていただかなければ

ならないという状況でございます。その次においても、またふえるであろうと思うわけです。そうすると、先送りすると先送りした分、またふえるということになりますので、やはりこういう借金については今回の間で処理をしてしまいたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

1 番 川瀬方彦君。

○1 番（川瀬方彦君） 先ほどの4番議員とちょっと重複するんですが、施設介護サービス給付金の4,700万ですが、10人増だというふうで今おっしゃったんですけど、単純に4,700万を割る10で1人当たりという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 単純に割っていただきますと、1人470万円が1年間に必要ということですが、そこまではないんですけれども、それプラス特別入所者の減免等が入ってきますので、ほかの給付費とも一緒になってそのぐらいになってくるというものです。

今単純に10人ですが、今後の見込みもということと今までの分がありましたので、その分で4,700万というふうに上げさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野正君） そのことで、課長と町長の見解をお聞きしたいんですけど、これ施設ができる、また結局介護保険の税金で面倒を見んならんという形になるかと思うんですが、異常なふえ方、この地域だと思うんですね。住民課長は前やすらぎにお見えになった方ですから、どうして、国はやっぱり居宅でやれやれ言いながら、この地域は施設がたくさんあるかげんかは知りませんが、これだけふえてくる、4,700万も要るわけなんですけど、その要因か、その見解だけちょっと、どういう感じで施設に入られる方が多いのかなと思うんですけど、単純なあれなんですけど、見解だけでも結構ですのでお願いします。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） これは、単純に申し上げますと、それだけ要介護の老人がふえていっているということでございます、単純な話。

といいますのは、やはり、この間もちょっとお話しさせていただいたことがありますけれども、昭和50年の数字でいいますと、高齢化率が8.7%であったのが、今65歳以上が33%を超えていると。老人の絶対数がこれだけふえている中で、介護の関係で施設のサービスを利用される方がふえてきているというのはいたし方ない状況だというふうに思っております。ただ、誰しもが健康であればありがたいわけなんですけれども、やはり年を重ねるごとに介護はどうし

でも必要になってくるという状況は必然的にやむを得ない状況であろうというふうに思っております。

そういった中でございますので、今後も団塊の世代がそういう介護を必要としないようになるといったら、極端な言い方をすると、それまでは、やっぱりふえ続けていくだろうというふうに思っております。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○6番（浅野 正君） ちょっと住民課長に聞いて、一遍。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 介護給付費でございますが、年々、岐阜県の中でも高い状況に関ヶ原がなってきたておまして、今国民健康保険の医療費も岐阜県で一番高い状況と、それだけ有病率の高い方が関ヶ原町にお見えになるということです。

また、介護給付費の中でも施設給付費が50%を超えているというのは、岐阜県の中で関ヶ原だけでございます。老人世帯ですとか独居老人の方でございますと、体の調子が悪くなるとどうしても在宅でのケアというのが限度があるということで、地域の介護力等の低下等も介護給付費の増加につながっているかと思っております。

平成27年度からは、また違う施策をというふうに国が出してきておまして、地域で支えるボランティア活動ですとか認知症カフェというようなメニューも出してきておますが、本当にそれが近い将来、効果が出せるかどうかというのは、今のところ難しいですし、やすらぎのほうでは認知症サポーター事業等も行っておりますが、近い将来、5人に1人が認知症になるというようなことが予測されている中で、関ヶ原町の介護給付費がこれよりも伸びていかないということは、ちょっと予測しがたいような状況にあるかと思っております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第7号 平成26年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

精査をいたしましたところ、ホームヘルパーとケアマネジャーの臨時職員賃金200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,687万8,000円とする平成26年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 細部の説明がないんですけれども、それぞれ100万、100万の減額の理由というのは何ですか。

〔「精査」の声あり〕

精査、ごめんなさい、失礼しました。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第8号 平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

取りつけ管設備工事の減額と使用料の償還金のため19万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,790万6,000円とする平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第9号 平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明申し上げます。

今須農業集落排水事業の減債基金の基金利息がありましたので2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,750万5,000円とする平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第10号 平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

幹線管渠及び面整備管渠工事の事業量の減により4,690万円を減額し、歳入歳出の総額を4億5,738万1,000円とする平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） 水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 64ページをよろしく願います。

まず歳入の国庫支出金の公共下水道事業国庫補助金でございます。2,370万円の減ということになっております。

実際のところ、下水道工事におきましては、国の交付金に基づきまして仕事をさせていただいております。交付金が多くなれば、その分、面整備もさせていただくという仕組みで今まで来ておまして、今回2,370万円要望額より少なかったという結論になりましたので、残りの額も減ということになるものでございます。

下の町債です。下水道事業債2,320万円の減。

歳出、公共下水道建設費が4,690万円、上の合計額になるものでございます。

62ページをよろしく願います。

地方債の補正、限度額の変更といたしまして、下水道事業債、限度額8,030万円を5,710万円に変更させていただくものです。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） ということは、この4,690万円分の工事がどのようになるのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 毎年、計画的に仕事はさせていただいておるわけなんです。今年度、この4,690万円につきましては天満・柴井地区、補助金がいただけるのであればさせていただくという見込みで考えておりました。すなわち、これが入ってまいりませんでしたので工事はしておりませんが、これは翌年度以降にまたさせていただくという計画であります。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第11号 平成26年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明申し上げます。

収益的収入では給水収益の減額、収益的支出では消費税の増額、資本的収入のうち企業債の

借入れについての減額を内容とする平成26年度関ヶ原町水道事業会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） 水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 71ページをよろしく願います。

収益的収入及び支出の収入の部でございます。

1 水道事業収益、1 営業収益の給水収益、補正予定額としまして1,000万円の減でございます。給水収益が当初見込みほど入らないということが確定しましたので、今回額が多いですが、減額させていただくものです。

2 営業外収益、3 雑収益、雑収入としまして152万2,000円、退職給付引当金戻入益152万2,000円となっております。

その下の3の特別利益、これのその他特別利益107万1,000円、こちらにつきましては、科目の修正をさせていただくものでございます。雑収入で当初計上いたしておりました退職給付引当金戻入益、現金の動きはございませんが、これを特別利益のほうで今回見させていただくことに改めさせていただきます。差額45万1,000円につきましては、人事の異動の関係によるものでございます。

下の支出のほうでございます。

1 水道事業費用、1 営業費用、総係費、賞与等引当金繰入額24万9,000円、これも人事異動の関係でございます。

2 営業外費用、消費税及び地方消費税、補正予定額として470万円がございます。これは、年度末ということで、消費税計算をできるだけ精度の高いもので再度計算をさせていただきました。そうしたところ、720万円ぐらいになるのではないかと。消費税につきましては非常に誤差が多いものでございますが、現在そのようになってまいりましたので、かなり不足しますので、補正をさせていただくというものでございます。これは、理由としましては、昨年度に比べて工事請負費が著しく減っておるという関係でございます。

3の特別損失、その他特別損失としまして325万1,000円上げておりますが、こちらにつきましても、先ほど上にありましたが退職給付引当金、これも人事異動によるものでございます。

めくっていただきまして、72ページ、資本的収入の部でございますが、企業債、減額補正で2,000万円を予定しております。

68ページにキャッシュフロー計算書がついておりますが、年度当初に比べ、余り減額することなくいけるということがこの時期になって確定してまいりました。借入金を減らして、将来にちょっとでも安定化をしたいという思いもありまして、額がキャッシュフロー上いけるということですので、2,000万円を借りずにいきたいというものでございます。



それに伴いまして、66ページのほうでございます。

第4条の企業債、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のように改めるということで、上水道事業の限度額3,000万円を1,000万円に改めさせていただくものでございます。

さらに、第5条におきましては、予算第6条に定めた職員給与費「2,291万6,000円」を「2,668万7,000円」に改めさせていただくものでございます。以上です。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第12号 平成26年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

医業費用の材料費2,600万円の増額を内容とする平成26年度関ヶ原町病院事業会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、病院事務長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 平成26年度の関ヶ原町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

まず第2条のところ、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額でございますけれども、支出のところ、2,600万増額させていただきまして、病院事業費用として24億8,130万とさせて

いただきました。

次、第3条でございますけれども、棚卸資産の購入限度額でございますけれども、医業費用の2,600万は薬の購入費用の分でございますので、その分は棚卸しの限度額ということになりますので、「5億4,960万」を「5億7,560万」に改めるものでございます。

議案書の79ページのほうをお願いしたいと思います。

まず病院事業費用の医業費用の給与費でございますけれども、700万給料費を減額させていただいて、賃金のほうに組み替えをさせていただきます。これにつきましては、大学勤務の医師派遣に伴いまして、大学院の先生の場合、税法上、主たる病院が岐阜大学になりますので、当初、当院が主たる病院として大学院の先生が来ていただけという予測をしておりましたけれども、それぞれの月額の手当が仮に60万と想定しますと、手取り60万でございますので、それに税金を上乗せしてその支給額を計算しますと、当院の主たる病院であれば6万円ぐらいの方が30万円ぐらいの所得税を上乗せしないと手取り60万にならないという計算になりますので、これは甲表、乙表という形で税率表を計算する表がございますけれども、その先生がお2人、外科の先生と内科の先生が岐阜大学からの派遣という形になりましたので、その税金分が不足するというので700万を増額させていただいております。ただ、その先生が岐阜大学の所属じゃなくて、うちを主たる病院として大学院のほうに行っていたのであれば、それは減算されますけど、お1人の先生は4月から当院が主たる病院に変わるというふうに医局のほうから聞いてございますけど、これにつきましては手取りの額に対しての税金の上乗せとなっておりますので、御理解いただければと思います。

次、材料費の薬品費の2,600万でございますけれども、これにつきましては、当初、この26年の予算の編成時が消費税3%と費用見込み分を増額すればよかったんですけども、全体の予算の配分の中で、どうしても当初予算は赤字予算が組めないということで、前年度と同額の形で予算を組ませていただきました。薬品の購入につきましては、鋭意値引き率を高めていきたいということで交渉はさせていただきましたけれども、値引き率も15%には到達いたしませんでしたので、実質消費税が増税されて、約1,000万ほど消費税の分だけでも薬品費が上がるということは想定をしておりましたけれども、当初予算の編成の折に増額することがちょっとできなかったということで補正対応とさせていただいております。よろしく申し上げます。

次、医業外費用の一時借入金の利息12万円をリース資産利息に組み替えをさせていただいております。これにつきましては、補正予算で医療情報システムをリース資産に変更させていただいて、当初、このリース資産につきましては、78ページの貸借対照表の注記のところで、リース資産は所有権移転ファイナンス・リース外としておりました。といいますのは、リースは6年のリースが終わった段階で、その資産を1カ月のリース料で使っていくという予定をしておりましたけれども、最終的にNTTファイナンスと協議をいたしまして、リースの終了後は

譲渡するという形になりましたので、譲渡されるリース資産につきましては、その利息分を3条予算のほうで計上するという形になりますので、2カ月分のリース資産の利息分12万円を組み替えとさせていただきます。そして、リース資産につきましては、所有権移転ファイナンス・リース取引という形で、「外」を削除させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 2,600万なんですが、今の説明の中で、消費税分5%から8%に上がる部分での3%分の見込みがされていなかったと、予算立てのときという今説明であったんですが、それでいくと約1,000万という部分での今説明だったかと思うんですが、2,600万から1,000万引けば当然1,600万が残るわけであって、その1,600万に関する部分の内訳と明細を教えてくださいませんか。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 薬の状況としましては、外来の薬につきましては前年度より延びておりますし、ただ、入院につきましては入院の稼働率がちょっと悪かったということで下がっております。その分、全体の薬の購入の状態とか、今、がん治療の患者さんもふえておりますので、そういった分で月額購入料等々の上乗せ分で総額1,600万ほど不足するというふうに見させていただきました。

ただ、先ほど購入価格の確定がしましたので、そういった分も減算はさせていただきますけど、予算として2,600万計上させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 何となくは、意味はわかるんですけど、もう少し計画性が必要なのではないかなという部分と、今の2,600万の部分で25年度の実績の決算書のあれから見ると1,400万ぐらいが3%と見られるわけなんで、ちょっと甘いんじゃないかなというふうに思うんですが、それと、もう少し残りの1,600万に関する部分の各科、各薬品がどの程度というのは、当然今在庫がなくて買わなきゃいけないという状況だと思われるんです。そういう部分の数量の棚卸し表だとかという部分で、この薬品に関してどのぐらい不足が生じるのではないかというのは計算されてみえるとは思いますが、お願いします。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 御指摘のとおり、当初予算の全体の予算を組む段階でど

うしても配分を仕切れなかったということ、消費税の対応等の部分がなかなかできなかったということは御指摘のとおりで反省をしておりますけど、棚卸しにつきましては例年2,200万ほどが棚卸しの資産になるかなというふうに思っておりますけれども、それぞれ月々の薬の購入については、薬剤科長と包括委託しておりますトーカーと折衝を、各社から折衝をさせていただいて、なるべく安価でという形でいけないかなというふうに思っておりますけれども、予算の編成の段階でもう少し精査をさせていただいて、今後対応していきたいと思っております。申しわけございませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） これはちょっと要望になってしまうんですけど、今の薬品購入に当たりという部分で、当然今世間一般的にジェネリックという話がよく出ています。棚卸し在庫の期限切れという部分で、毎年ある程度の破棄処分ということで、棚卸し時に損金で上げられている部分があるので、そのことも十分に考慮された中での薬品購入に努めていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 薬の購入につきましては、薬事委員会で院長を中心に、ジェネリックの使用につきましては現在6%ほどでございますけれども、ジェネリックに切りかえられる薬があれば、検討委員会では積極的に切りかえていくという形では行っております。また、期限切れといいますが、そういったものにつきましては、早目に返品できるものについては返品していくとしておりますけど、転院された患者さんとか、他院からうちへ見えて、当院では使っていない薬をどうしても使わなきゃいけない、そういったもので返還のきかない薬もございますから、なるべくそういったものが不要在庫にならないようには努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 3月に入りまして、大体平成26年度の決算見込みというか、収支見込みが出ているかなと思うんですけども、昨年度と比べてどのような状況かというのをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 今年度の決算見込みは、当初予算の損益計算書を見ていただきますと2億3,300万になっていたと思っておりますけれども、これにつきましては、会計制度の移行される部分についての特別損失分が約6,000万ありますので、通常期の決算と変わらない状況かなとは思っています。ただ、病院の運営審議会には申しましたけど、前年度一借を

4,000万させていただきましたので、その4,000万が確保できない状況で推移しましたので、やはりこの1年の不足分が4,000万出るということで、3月末、一借を一応8,000万ぐらいお願いしなきゃいけないという形で考えております。以上です。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第13号から日程第40 議案第37号までについて（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第13号 関ヶ原町行政手続条例の一部を改正する条例についてから日程第40、議案第37号 平成27年度関ヶ原町病院事業会計予算までの25議案を一括して議題とします。

議案の説明に入る前に、町長から平成27年度の基本方針について説明を行っていただき、その後、提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） それでは、所信表明をさせていただきたいと思います。

本日、平成27年第1回議会定例会が開催され、平成27年度予算を初め関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について私の所信の一端を述べたいと思います。

平成26年度の我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的推進により穏やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなりました。

その要因として、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、消費税率の引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていかないことなどが考えられます。

こうした状況の中、経済の活性化を確かなものとし、地方に経済成長の成果が行き渡るよう

にするため、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が取りまとめられました。

その具体的な施策として、現下の経済情勢等を踏まえた生活者、事業者への支援や、地方が直面する構造的課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化などが上げられており、地域消費喚起、生活支援やまち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行的実施として、地域住民生活等緊急支援のため、仮称ではありますが、地域消費喚起・生活支援型地方創生先行型の交付金が平成26年度の補正予算に計上されたところであります。今後においては、雇用、所得環境が改善する中、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあり、景気は穏やかに回復していくと見込まれているところです。

県においては、これまでの行財政改革の取り組みにより持続的な財政運営の道筋がつきつつありますが、自然増が見込まれる社会保障費への対処に加え、喫緊の課題である人口減少の克服や地方創生、清流の国ぎふづくりに向けた2020プロジェクトの推進など、さまざまな政策課題への対応など、不透明で多くの課題を抱えている状況にあります。その中で、県内の主要観光地の再生として、平成26年度に引き続き関ヶ原古戦場等に対し予算が配分されることに関しては、当町としても大きなチャンスと捉えています。

本町においても人口の減少及び少子高齢化が進み、景気回復の兆しはあるものの、地方にはいまだ波及しておらず、安定した税収を見込めない状況にあり、町財政は引き続き厳しい状況にあります。このような状況下において健全な財政運営を進めるため、歳出の削減と歳入確保を中心としたさらなる行財政改革の推進に取り組んでまいり所存ですので、議員諸兄を初め町民の皆様様の御理解と御支援をお願いする次第であります。

私は、平成27年度の予算を編成いたしましたでしたが、今年度策定いたしました関ヶ原古戦場グラウンドデザインに基づく事業推進、公共施設の老朽化、新水源の確保、赤字から脱却できない関ヶ原病院改革等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見きわめつつ、地域の特色を生かし、真に必要とすることを重点的かつ効率的に推進し、財政危機に陥らないように注意を払いつつ、創意工夫を持って本町が生き抜いていけるまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨としての確に事業を選択し予算編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援、御協力お願い申し上げます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

第1に、行財政改革と健全財政の維持であります。

本町は、収入の柱である町税が少子・高齢化の影響等により年々減少傾向にあり、逆に支出においては公共下水道を初めとする特別会計、企業会計への繰出金、補助金や高齢化に伴う社会保障経費の増加など経常的な支出が増加しており、財政構造の硬直が顕著となっております。限られた財源を有効に使い、町民の福祉の充実を図るため、持続可能な財政運営の取り組みと行政運営の効率化を実行することとしています。また、既存の事業につきましても、個々の事

業内容を精査し、少ない経費で最大の効果を生ずるよう、将来に備えた安心・安全なまちづくりを目指して進めていきたいと考えています。

第2に、観光の推進であります。

古戦場のまちとして観光面の活性化が重要であり、今年度策定いたしました関ヶ原古戦場ランドデザインに基づき、県と連携を図りながら事業を推進してまいります。また、観光の拠点となる観光協会の運営を充実させるとともに、ソフト面については、引き続き笹尾山を中心としたイベント等を積極的に取り組み、より一層誘客に努めていきたいと考えています。また、地域のミニイベントの開催を働きかけ、地域住民の触れあいと地域の活性化を図ってまいります。

第3に、関ヶ原病院の経営改善であります。

地域医療のかなめである公立病院として、議会を初め町民の皆様の御理解と御支援を賜り、医療の質とサービスの向上に努め、病院施設の環境改善と病院職員の資質向上など病院運営の改善に努めてまいりましたが、厳しい状況はなお続いております。また、平成26年度から全適用の移行に向けて努力してまいりましたが、残念ながらまだ進展はしておりません。今後も、再度現行の経営体制の抜本的改革を図るため、地域医療を考える委員会の提言を踏まえて、民間の経営ノウハウの導入も検討しながら、健全運営ができるように努力してまいりたいと考えております。

第4に、教育の充実であります。

関ヶ原中学校の改築につきましては、2学期から新校舎において授業ができるようになり、生徒たちには新しい教育環境の中で学校生活が送れていることと思います。子供の学力低下が心配されている昨今であります。確かな学力の定着と個性と創造力を伸ばす教育を一層進め、徳目教育の充実や教材の充実を努めてまいりたいと考えております。また、特色ある学校の推進や学校の魅力向上にも学校ごとに取り組んでいただき、子供たちの学力向上と楽しい学校づくりを推進してまいりたいと考えています。

第5に、福祉の推進であります。

高齢化率が33%を超えた関ヶ原町では、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が多くなっており、元気に安心して暮らせる社会づくりが必要になってくると考えています。また、出生数が年々減少する中でも、子供が心身ともに健やかに育つため、子育て支援、医療費の補助など、安心して子育てができる環境整備を進める必要があります。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、新しい時代のまちづくりのため、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位を初め町民の皆様には私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一括上程されました議案第13号から議案第37号について、順次御説明申し上げます。

す。

初めに、議案第28号から議案第37号までの平成27年度予算について御説明申し上げます。

国の平成27年度予算編成に当たっては、経済再生と財政再建の両立を実現させる予算として、裁量的経費のみならず義務的経費も含め聖域を設けず、大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図ることとされており、また地方創生の観点から、魅力あふれるまちづくり、人づくり、仕事づくりを推進し、地域の実情に応じたきめ細かな施策を展開できるよう所要の予算措置を講じるとしております。

また、地方財政においては、中期財政計画を踏まえ、国の歳出の取り組みと基調を合わせつつ社会保障の流出分など財源を確保しながら増額し、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保することとしていますが、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めるため、地方の税収動向等も踏まえながら歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図るとしてあります。

岐阜県においては、行財政改革アクションプランの取り組みにより持続的な財政運営の道筋がつつきつつあり、当面の財政課題に対応しつつ、必要な歳出抑制を継続するめり張りのきいた財政運営を行うことで各年度の予算編成を行うことができる状況となりましたが、他方、経済情勢は緩やかな回復基調にあるものの、一部業種では厳しい状況が続いているなど依然不透明な状況にあり、人口減少の克服や地方の創生、清流の国ぎふづくりなど重要な政策課題には積極的に対応していかなければならず、持続的な財政運営と直面している政策課題の双方への対応が必要であるなど、依然厳しい財政状況となっております。

このような状況の中、本町の一般会計予算は前年度比13.8%の減となっておりますが、主要な要因は関ヶ原中学校の建設事業によるもので、全体的に景気動向を鑑み、昨年度に引き続き緊縮型の予算としております。

歳入では、自主財源としての町税におきましては、個人町民税の減、評価がえに伴います固定資産税の減を見込み、6.9%の減となっております。

地方消費税交付金につきましては、消費税率8%の平年度化により53.5%の増を見込んでおります。また、臨時財政対策債を主とした地方債などにより必要な財源の確保を図ったところでもあります。

本町の財政は、まだまだ先行き不透明な経済環境や財政政策の中で、税収や、特に起債残高、実質公債費比率の推移を見ながら、さらに徹底した行財政改革が必要になってきております。このため、人件費、物件費などの徹底した見直しや経常経費の簡素化、効率化を図る一方、施策の創意工夫と改善を図りながら、財政運営の合理化、適正化に意を払ったところでもあります。このような結果として、平成27年度の予算規模は、一般会計37億4,280万円、特別会計等で55



億8,262万8,000円、予算総額93億2,542万8,000円となったところであります。これを本年度当初予算と比較しますと、一般会計では13.8%の減となり、特別会計等については国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等が増となりましたが、公共下水道事業会計、水道事業会計、病院事業会計等が減となり、特別会計等合計では1.5%の減となり、町予算総額では6.6%の減となったところであります。

予算の大綱、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、平成27年度予算提案説明、予算編成の経過に添えて別途配付することで説明いただきますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて議案第13号から議案第27号について、順次御説明を申し上げます。

議案第13号につきましては、行政手続法の改正に伴い、行政指導の根拠等の提示の義務化、行政指導の中止等の求め及び法令違反の事実に対しての処分等の求めについて新たに規定する改正案でございます。

議案第14号につきましては、人事院規則の管理職の臨時、または緊急の公務に対する管理職員特別勤務手当が見直しされたことによる改正と、管理職員の選挙時の勤務について新たに特別勤務手当として規定する改正案でございます。

議案第15号につきましては、現在支給されていない徴収業務手当、自動車運転等手当について削除するとともに、じんかい等の作業手当の用語を整理する改正案でございます。

議案第16号につきましては、平成27年4月から子ども・子育て支援制度が施行されるため、保育所における入所手続や保育料などについて変更が生じ、保育所設置及び管理条例について整備が必要となるため、全部改正するものであります。

議案第17号につきましては、保育の実施基準の制定根拠である児童福祉法第24条第1項が改正され、現在、条例委任されている保育を必要とする基準については子ども・子育て支援法施行規則に規定されることになりましたので、条例を廃止するものであります。

議案第18号につきましては、介護保険法第8条の2第4項を第8条の2第3項に繰り上げる改正に伴い、町条例第5条第1項第3号の関ヶ原町訪問看護ステーション事業の規定に定めてある介護保険法「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改正するものであります。

議案第19号につきましては、日常生活の負担等を考慮し、従前の支給対象者の等級差別をなくし、全ての対象者に対して支給率を一律とするとともに、施設サービスを受けている入所者については支給対象外とするものであります。

議案第20号につきましては、介護保険料の改定と、平成27年4月から施行される介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置を附則で定める改正案でございます。

議案第21号につきましては、厚生労働省省令第34号の改正に伴い、関ヶ原町指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正するものであります。

議案第22号につきましては、厚生労働省省令第35号の改正に伴い、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するものであります。

議案第23号につきましては、厚生労働省省令第37号の改正に伴い、指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するものであります。

議案第24号につきましては、放課後等デイサービス事業を病院附帯事業として行うため、設置趣旨及び附帯事業の基本事項を定める改正案でございます。

議案第25号から議案第27号までにつきましては、玉農業集落排水事業、今須農業集落排水事業、公共下水道事業の特別会計への繰出金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきます。何とぞ御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） ここで暫時休憩いたします。書類を配付いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

○議長（松井正樹君） 暫時休憩に引き続き会議を開きます。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので、御了解願います。

それでは、議案第13号 関ヶ原町行政手続条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、議案第13号 関ヶ原町行政手続条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案の提案理由でございますが、平成26年6月13日に公布されました行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の方式を見直すとともに、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び条例等に違反する事実の是正のための処分等を求める制度を定めて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利・利益の保護の充実のため、本条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の概要につきましては、議案資料の1ページから8ページの新旧対照表に掲げてございます。

1 ページから 8 ページまでなんですが、用語の整理をしてあるものでございます。

まず改正の第33条、これにつきましては、本町の機関が許可・認可をする権利、または許可等に基づく処分をする権利を行使する旨を示すときに、その相手方に対して示さなければならないという方法です。

次に 7 ページの改正案の第34条の 2 につきましては、該当する行政指導が条例に規定する、または法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、行政指導した町の機関に対し、行政指導の中止等を求めることができます。

次に35条の 2 につきましては、法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分等がなされていないと思料するときは、当該権限を有する行政庁等に当該処分等をする 것을求めることができるということで、この 3 点、簡単に言いますと、行政指導の中止の求めと処分の求め、そして行政指導の方法と。以上、簡単に言いますと、この 3 点でございます。終わります。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 田中由紀子君。

○4 番（田中由紀子君） 要は、行政指導する際に、町民に対してきちんと明確に法律上の明示をしなければならないということや、町民にとってどうなのかということを知りたいんです。町民にとって今回の改正が有利なのか不利なのかということを知りたいんですけども、結局、行政側にとって町民に明らかにさせるといふことでいいんですかね。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） おおむねそのとおりでございまして、今までこの行政手続法は手続の仕方が主だったんですけど、今言われたように、なぜだめなのかとか、これに違反しているからだめなんですよという、その根拠を示してちゃんと指導しなさいと。それに対して不満があれば、今まで60日以内にどうのこうのありましたが、うちが執行機関ですので、うちのほうへそういう処分の求めとか不服があれば言ってくださいよという、町民にとっては簡素化されるのと透明性が図れるということで、有利なことだと思います。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） 住民のほうからにつきましては、行政庁の不作為、または違法な処分に対する申し立てもできるという規定になっておりますけれども、それにつきましても、手続を経て要式行為によって申し出るというような内容になっておりますので、今までは口頭で何とかしろだけを窓口に言ってこられましたけど、こういう根拠でというのを示して、文書で一応出させていただくという規定でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） この行政指導というのは、3ページにも書いてあるように、公衆衛生とか環境保全とか防疫、保安というようなことで、特にごみの不法投棄とか、よく言われるごみ屋敷が、例えば周辺の住民からそういう報告というか、あれがあったときに、今まで多少なりとも僕はあったと思うんですけども、そういうときに、きちっと行政指導をやれるというようなことで、そういうことの中で、町全体を把握してきちっと行政指導しなければならないと思っているんですけども、だから、過去にそういうことがあったかということと、先ほども言ったように、町営住宅を借りておって、ごみまるけのまま置いていて猫屋敷になっておるのに全然何もしてくれないという、そんな話も聞く中で、今後どういうふうに指導されていくのか、それだけお聞きします。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） そういう場合、あくまでこの条例に基づいてやりますと、今まであったかどうかは別にして、とりあえず不法投棄、そういう法令に違反しているんじゃないかという行為に対しては、是正を求める行政指導がうちのほうで声があればやれるのですが、その場合の行政指導の仕方としては、そのごみを不法投棄する行為そのもの中止や、あと原状回復しなさいよとか、そういう原状回復する指導と、あとそういう行為はだめですよという姿勢を改めるとい指導しかできないんです。どういうものかというところとちょっとあれですけど、この条例に基づいて行政指導をする場合は、法令に違反する行為を解消するというものと、ごみを除去したり原状を回復させようとかいうことと、あと再発防止、それに伴って除去された場合は再発防止と、そういうことしかないんですが、小谷議員の言われる罰則とか、そこまでの話なのか、ちょっとわからないんですが。

強制力まではいきませんが、あくまで指導ですので、あとは法令によって罰則規定がある場合は罰せられると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） おっしゃることはよくわかるんですけども、今、ほかのまちでも不法投棄というか、どんどんふえてきて、会社が倒産して、結局は投棄したものを処分するのは当然業者に支払わせるんですけども、それができない場合は税金をもって処理しているというのは、あちこち聞くわけですけども、今回のナショナルとか、ああいうところでも、地主が転々としてわからない場合は、結局うちでやらんらんということになってきますので、そういうことになる前に十分見て歩いて、早目の措置をしていただかないと大変なことになるという思いでこの質問をしたので、その辺だけちょっとお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） 確かに今言われた問題、大きな問題があると思っております。

ただ、例えばごみ屋敷の問題等先ほど触れられましたけれども、こういったごみの問題については、基本的には廃掃法が適用対象になってくるとは思いますけれども、それで適用できる部分については行政指導という形で、文書でもってこういう法律に基づいてだめですよ。撤去しなさいよとか、そういうことはできるんですが、それに規定されていない事項については、そこまではし切れない部分があります。それをいかにするかというのは、まだこの行政手続法の中ではうたっていないということで、それは今後の課題になってくるとは思います。

また、空き家等に関しても、別の法律の関係で対応していくことはできるとは思っております。ただ、ほかのいろいろな面につきましても、やはり行政指導として、この法律根拠に基づかない指導の中で適正を図れるものは、やはり図る努力は必要であろうというふうに思っておりますので、そういった意味での活動は引き続きさせていただき、そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

それからもう1つ、税金の投入の話をされましたけれども、これはあくまで行政代執行の話だと思うんですが、代執行というのは、最終的には本人のほうに請求はさせていただくと。そういう形の中で運営をしていくということになりますので、お願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第14号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、議案資料の9ページをごらんください。簡単に表にまとめさせていただきました。

2点あります。1点は、管理職の特別勤務手当の見直し、もう1つは選挙手当の支給の適正化ということでございます。

管理職の特勤手当の見直しなんですけど、これは人事院勧告によりまして、今まで8,000円だったのが1万2,000円に改正された。内容については、管理職の臨時または緊急の公務、休日に6時間以上勤務の場合ということで、勤務1回につき1万2,000円が支給されるというものです。

次の選挙手当の支給の適正化ですが、これまで時間外手当で管理職の選挙の場合は支払ってございました。これについては余り適正な支払い方法ではないということで、管理職員特別勤務手当として現行1時間2,200円を払っていますので、それを超えない範囲で支給するという改正でございまして、よろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 同じく、議案の資料の9ページをお願いします。

町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正ですが、これは実態に合わせて見直させていただきました。特殊勤務手当のうちの徴収業務手当、そして自動車運転等手当については、今ありませんので削除するというものでございます。

以上、簡単で申しわけないですが、よろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより暫時休憩をいたします。昼食に入ります。昼食が終わって1時から再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第16号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 87ページをお願いいたします。

関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてでございますが、これは平成27年4月1日より子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、全部を改正するものでございます。

中としては、第5条のところ保育料を条例の中にうたったというようなことがございますが、それ以外は今までとほとんど内容的には変わるものはありません。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 5条だけの保育料の文言だと思んですが、全部というのじゃなしに、ここ一部でしょう、違うんですか。どういう意味の全部か、そこら辺がちょっとわからんのですけど。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） もととなる法律そのものが変わっておりまして、中の子ども・子育て支援法を「以下「法」」という形にして法を示しておりますけれども、根拠法令が全部違うということで、内容的には変わりませんが、条文そのものの中身が変わってきているということで御理解いただきたいと思います。

児童福祉法から子ども・子育て支援法に、根拠法そのものが変わっているんで、やることの条例の中身の概要は余り変わっていないけれども、根拠法がころっと違うということで、そういう調整をして出させていただいておるということでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、詳細説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 前の条例も同じようですが、根拠となる法律そのものが子ども・子育て支援法というふうになりましたので、本来の児童福祉法によるものを廃止させていただくものです。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 92ページの関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは地域における医療及び介護の総合的な確保の推進をするための関係法律の整備等に関する法律によりまして介護保険法が改正になったことにより、繰り上げをするということでございます。以上です。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「ありません」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続きまして、議案第19号 関ヶ原町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 94ページをお願いいたします。

関ヶ原町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例についてですが、第3条中の「記載されている」の次に「在宅の」を加えることにいたします。

また、第6条を削除し、第7条、年金の支給額は、1人につき1万8,000円とするということで改正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） まず在宅に限定されたということで、対象者は改正前と後で何人違うのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 従来370名ほどの方が該当でございましたが、約30名の方が施設に入所ということで、その方が対象から外れてきます。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 施設の方を除いた理由というのは何かあるのかということと、もう1つは2万8,000円と2万円の年金額をそれぞれ一律にして1万8,000円とするということですが、何か根拠があるのかどうかということと、私はやっぱり、障害は本人の責任でもないし、本当に日常生活も大変だし、将来にわたる不安も相当、本人もそうですけど家族ともども大きいなというふうに思っていて、もし周辺の自治体との比較で関ヶ原が多いということであれば、多いということで逆に福祉が充実されているというふうに考えるべきだと思うんですが、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 「在宅の」というふうに入れた主な要因でございますが、特別養護老人ホーム等への転入者が身体障害者手帳を持参していらっしゃるケースが多々見られるようになってきたということと、そちらの前の町にもそういう条例がある場合には、前の町のところと住所地特例ということでそういうのが支給されるようなケースもあるのではないかとということで、在宅というような形をとらせていただきました。



また、他町との比較ということでございますが、今までは関ヶ原が一番支給額が高かったというようなこともございまして、それに福祉制度の充実というのがかなりできてきておりまして、障害者の方に対する介護療養費等の支給とか、入所者に対するサービス等が充実してまいりましたので、今回の条例で少し支給額を下げさせていただきました。以上です。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。  
住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 96ページ、97ページになりますが、関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

資料の16ページ、17ページをごらんください。

平成27年度から3年間は、介護保険の第6期計画に入ってきますので、介護保険料を第6期の計画に合わせて改正させていただく部分と、附則といたしまして、介護予防日常生活支援総合事業については、町長が定める日まで行わずに、平成29年3月31日までのいずれかにこれを実施するというような形にさせていただきたいと思っております。

具体的には、介護保険料の基準額でございますが、第5期の計画では3,700円であったものを第6期では5,600円、1,900円の値上げというふうになります。

また、今までは6段階で保険料を徴収しておりましたが、それを9段階にして徴収をさせていただくということでございます。基本が第5段階の年間6万7,200円、第1段階は消費税10%が導入されるというようなことで、本来は掛ける0.3というようなことを言っておりましたが、消費税が上がらなかったということで、減免が掛ける0.5ということになります。さらに、27年度、28年度については実質負担は0.45ということで、29年度については消費税が増税されれば0.3というふうに今検討をされているところでございます。

以上、介護保険料の第6期の計画と介護予防日常生活支援総合事業につきまして、条例を改正させていただくものです。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 今の条例改正の部分で、改正後1から9までに振り分けをして金額を決めてあるという部分になっているんですが、これは多分所得金額におけるという部分だとは思いますが、今回、1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号の所得は、幾らか

ら幾らの方がどこに当てはまるのか、教えていただけませんか。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） まず第1段階でございますが、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額プラス課税年金収入が80万円以下の方でございます。第2段階は、合計所得金額プラス課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方です。第3段階は、同じくそれが120万円を超える方、第4段階は世帯町民税が課税、本人は町民税非課税ということで、合計所得金額プラス課税年金収入が80万円以下の方、第5段階が80万円を超える方、第6段階は、本人の町民税が課税されている方で合計所得金額が120万円未満の方、第7段階が120万円以上190万円未満の方、第8段階は190万円以上290万円以下の方、第9段階は290万円以上の方というふうになっております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 今のところはわかったんですが、根本的に基本となる部分が、今まで3,700円が今回5,600円で1,900円のアップということなんですが、上昇率で考えると151.135%になるんです。

岐阜県内における同類の市町村類型でいって、富加町と坂祝のほうをちょっと調べてみたんですが、従来、関ヶ原町が3,700円のときに富加町が4,700円、坂祝が4,850円と。当然、今まで関ヶ原町は非常に抑えていたのかなあというのはわかるんですが、一気に151%にすることは、普通であるのであれば、介護保険と運営審議委員会というのが多分あったはずだと思うんですが、その審議会でどのような形でこの151.135%の金額設定になったのか、ちょっと経緯だけ教えてもらえませんか。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） これは、介護保険が始まったときに、1人平均が2,800円で始まっている。スタートするときに、国のスタート準備金という形で、2,800円に該当する運営費相当額を交付金という形でいただいたんです。ところが、実際スタートした1期目はそれだけかからなかったということで、1期目は逆に言うと高目に設定したということで、その差額分が結構あったんです。それを基金のほうに積み立てました。2期目以降、数字は上がってきておるんですけども、今度その基金があったがために保険料を上げるのをできるだけ抑えようということで、アップ分を全部基金のほうから金を出したということで、今までは上がっていなかったというのが実情でして、前回の3,700円に上がったときに初めて基金が底をついたということで、必要分の差額分を上げさせていただいた分が2,800円から3,700円の900円分が上がったということでございます。

今回はその基金がまるっきりないということで、逆に国のほうから3,000万借金をしているということで、借金の返済分も含めて介護保険料に上乗せをさせていただいたということでございますので、そういったことでこれだけの上昇幅になってしまったということでございます。

ということは、逆に言うと、先ほど言われましたような七宗とかほかの町と同じぐらいの数字を本来ですと上げたかったと。ところが、私じゃなかったんですけれども、差額分をそれだけ一遍に上げられないということで、無理無理に借金をするのを承知の上で3,700円に抑えられたということでございますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 今の説明でいくと、5,600円のうち運営費プラス借金返済分ということでの説明かなあとは思うんですが、例えば27年度から29年度までの事業期間という部分で、今後、例えばなんですけど、先ほどのほかの条例もありましたけれども、いろんな部分で介護費用って今後ふえていく可能性のほうが高くないかという状況の中で、これで本当に5,600円で返済までもできるんですか。どうでしょうか、見通しは。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 介護給付費が毎年5,000万ずつほど上がってきておりますが、平成27年度からは介護報酬が一部下がるというようなことがございまして、居宅では2.7%、施設サービスですともっと下がるということと、要支援1・2の方への通所ですとかというようなところの給付が少し抑えられてくるということがございますので、そこで介護保険の給付費そのものが少し下がるのではないかというふうに思っております。

あとは、平成30年からは実施が義務づけられております事業につきまして行っていくというようなところで、少し介護給付費が抑えられれば5,600円でいけるのではないかというふうに考えておりますが、5,600円を決めるに当たりまして、非常に上がり過ぎることであるという検討したんですが、5,500円、5,600円、5,700円というようなところで、全くオークションみたいな感じのお金の積み上げをしたんですが、5,600円で何とか安定した運営ができるのではないかとということで決めさせていただきました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 本当にどこの市町村もこれは困ってみえると思うし、制度自体がこうやって保険料で賄わないといかんような仕組みにしているところがまずもっていかんと思っ  
ているんですけど、そういう声を国に対して上げていくというか、そういうことが本当にされているのかどうか。何か国の言うままにやってみえるんじゃないかなあと思うんですけど、その辺は各市町村の集まりの中でどんな議論がされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 町長。

○町長（西脇康世君） 介護保険の仕組みそのものに対する市町村長さんからの御意見というのは、私もちょっと存じ上げておりません。

ただ、国のほうで問題になっているのは、今、TPPの話がやられておりますけど、その中でアメリカからの要求は、こういった保険制度をやめてしまえというのがあって、いわゆる保険で自分で掛金をしてやれというのが主張でして、そういったことに乗ってしまうと、今の日本の保険制度そのものが崩壊してしまうし、逆に低所得で保険料がかけられない人はこういった介護は受けられなくなってしまう。そういうような話もあり得るということで、私どもは介護保険制度、こういう制度そのものを維持していくべきだというふうに考えております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） お手元の議案資料の18ページからごらんください。

関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものですが、改正理由といたしましては、国の地域密着型サービスの基準省令が改正されるために、町の地域密着型サービスの指定基準条例を改正するものでございます。

改正点の大きなものですが、第9章の本来「複合型サービス」と呼ばれておりましたものを「看護小規模多機能型居宅介護」というふうに名称が改められました。これによりましてずっと条例の文言が変わってくるということと、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の利用定員を25名から29名に変更されたという点。次、認知症グループホームのユニット数を1または2から3を可能とするもの。4、定期巡回・随時対応サービスの夜間オペレーターの配置基準を緩和する。同一敷地内に宿泊系サービスの建物がある場合、その職員を充ててもよいというふうに職員の緩和がされたという4点が今回の改正点でございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 議案のほうの108ページ、109ページ、資料のほうの52ページからを  
ごらんください。

関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着  
型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を  
改正させていただくものです。

改正理由は、国の地域密着型介護予防サービスの基準省令が改正されるため、町の地域密着  
型介護予防サービスの指定基準条例を改正するものでございます。

改正内容としては、1. 地域密着型サービスにおける複合型サービスの名称が「看護小規模  
型多機能居宅介護」に変更されることによりまして、ずうっと名称がそのように変わってきま  
す。

第2番に、介護予防小規模多機能居宅介護の利用定員を「25名」から「29名」以下に変更す  
るというものでございます。

第3に、介護予防認知症型対応共同生活介護のユニット数を1または2から3も可能とする  
という3点が大きな改正点でございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） これは端的に申すと、関ヶ原の中で該当するところはどこかありますか。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） この看護小規模多機能居宅介護というのはデイサービス、訪問介護、  
訪問看護プラスショートステイということで、現在、関ヶ原町にはそのような施設はございま  
せんので、たちまちにこれを適用するということは、関ヶ原ではないというふうに思っており  
ます。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
について、詳細説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 議案の112ページ、113ページ、資料のほうの65ページ以下をごらんください。

関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正させていただくものです。

改正理由といたしましては、介護予防支援に係る国の基準が改正になったため、関ヶ原町の指定基準条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、介護予防訪問看護計画書等の提出を指定介護予防サービス事業者等に求める規定及び要介護被保険者への適切な支援を検討する会議において、情報提供の協力について規定が追加されたものでございます。以上です。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 議案資料68ページ、最後のページをおあけください。

新旧対照表でございますけれども、まず病院事業の設置、第1条のところに、今回4月から行わせていただきます関ヶ原放課後等デイサービス事業につきましては、障害福祉事業という形でございますので、第1条の条例の中に、「とともに、介護、障害福祉サービスの提供による町民の福祉充実の」という文言を設置の趣旨の中に含めさせていただきたいと思っております。

そして、今回行います事業は、第2条の3項で、病院事業の附帯事業としてこの事業を行うという形で考えております。

事業の名称としましては、設置する事業所の名称としましては、関ヶ原放課後等デイサービス「はびりす」。はびりすは、ハビリの語源の中から、再びとか、子供らしくまた復活してもらおうという意味で、職員のほうからこれをぜひ採用していただきたいということで、放課後デイサービスの後ろに「はびりす」とつけさせていただきたいと思っております。

今回行います事業は、放課後等デイサービス事業、これは学校の就学者が、その放課後を当病院の事業所で生活機能、生活能力の向上のために継続的にサービスが提供できる体制をつくっていくための事業所でございます。

2つ目に、保育所等の訪問支援事業でございますけれども、これにつきましては現在も病院と町との契約で大垣市、神戸町等々へ保育所の訪問に行っておりますけれども、保育所訪問だけではなくて、利用者の個別の方の戸別訪問もできるという事業になりますので、そのための

事業を立ち上げます。

そして、障害者児童支援事業という形で、これについては俗に言うケアプラン、その子供たちの利用計画を作成するための事業ということで、この3つの事業がセットになっております。

設置場所は、病院の北棟の3階をオープンスペース的に利用できるように、今改修をしております。

定員でございますけれども、小規模の一応10人という形で、4月1日からの施行で、フル稼働には何とか7月までに持っていきたいということで、今回の事業につきましては、県の障害福祉課、また岐阜大学の児童の発達障害の西村教授等々のアドバイスもいただきながら、西濃圏域の発達障害児の皆様に対しての事業を展開していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 実はちょっとお願いなんですけど、先刻病院運営審議会がありまして、その話題になったんですが、大体の費用とか、採算性とか、わかる範囲、この前おっしゃったことを皆さんに局長のほうから言っていただくとありがたいんですが。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 詳細は後ほどの予算のところでは考えておりましたけれども、当面、先ほど言いました7月に何とか8名ぐらいで回していきたいというふうには考えておりますけれども、事業の進め方としましては、サービス管理者とリハビリの専門職を2人宛てがって、あとはリハビリのスタッフを増員しますので、そのリハビリのスタッフの応援体制の中で子供たちをサポートしていきたいと。

人件費等、また実施の費用に対しては、何とか収益増につなげていくように努力はしたいと思っておりますけれども、詳細はまた予算のところの説明させていただいて、実質この事業が一つのきっかけとなって、医療のほうの発達外来、リハビリ、そしてリハビリの職員を増員したことによって病棟のリハビリの提供力が高まりましたので、現在、地域包括ケア病床を導入するために12月から病棟リハビリの稼働を高めましたので、実質収益率としても、月額100万前後ぐらいはリハビリの事業としても上がってきていますし、今回の発達外来から放課後デイサービスの支援事業を行うことによって、利用者の皆さんの確保等、事業の展開の、リハビリの強い病院として打ち出していけるのではないかなあというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 今、予算の中で説明があるからという話でしたが、まずその放課後の支

援事業ですから、何時から何時までの利用時間ということと、それから利用者に対する個人の利用料とかそういうのはあるのかないのかということと、それからどれだけそういうほかからの、国とか県からの支援があるのかということだけお聞きしたいです。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 基本的には福祉事業ですので、利用者の方の自己負担は発生いたします。

放課後の時間帯の使い方としては、大体2時半から6時ぐらいまで、まあ6時半、7時までにはお帰しする形になると思いますけど、基本的には利用者さんとの契約ですので、長期休暇、夏休み等々、土・日は短時間に半日の利用の方もあって、長時間の利用の方もあって、それは全体のケアプランの作成の段階でどういうサービスを提供していくかという形になると思います。

国の支援というのは特に、今の1割負担の中で9割がそれぞれ市町村の中での補助になると思いますけど、市町村が国等からいただくんだと思いますけど、基本的に病院としては、利用者さんからの個人負担と、あと国保連への福祉サービス料の請求という形になります。

この事業のサービスを受けるときに、それぞれの方は市町村へ申請をされてこの福祉サービス事業を受けられると思いますけど、それに対する、うちでいえば住民課の障害福祉事業の中で補助事業は動くんだと思いますけど、ちょっと私、そこまで調べておりませんが、病院としては個人負担とサービス料の請求という形になると思います。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 今、福祉事業と言われましたけど、これは自立支援法になるのかどうか、ちょっとお伺いしたいのと、岐阜県の中でもこういうことをやっているのは本当に珍しいと思っておりまして、何とか県としても、関ヶ原病院を岐阜県全体の中でそういう発達障害を支援していくという位置づけで何か補助金がもらえないかというふうに、私、常々考えているんですが、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 今回の事業は障害者総合支援法の中での事業となりますけれども、国に対してどういう支援が受けられるかというのは、町が行う事業ですので、今回、病院は事業所として、この制度を使って利用者の方の障害福祉事業のサービスを提供していくという事業者側の立場でございますので、制度側になるとまた担当が違ふと思いますけど。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1番 川瀬方彦君。



○1番（川瀬方彦君） あくまでも、これは条例の改正に当たりというところで、ちょっと私の勉強不足で大変申しわけないんですが、ここで定員と入れないといけないのかという部分を、何人というふうで区切るのではなくて、何人から何人という幅を持たせて設置をするのができないのかなあというふうに思ったのと、先ほど言われた、この事業に関しての保育所等訪問支援事業というところで、ここでことばの教室ですとか、そういう部分も多分当てはまってくる。そうすると、やすらぎとの重複というのが若干、前にも伺ったかもしれないんですけど、出てくるところがあるということと、もう1つ、西濃圏域における放課後デイという部分に関しては、病院がやられるというのは、西濃圏域では多分ないはずなんですね。初めてだと思うんです。ということは、関ヶ原病院の一つの特色という部分で、関ヶ原だけではなく、もっともっと積極的に、町長を初め病院側もやっていただくという、何かそういう計画を立てられているのか、お答えください。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） まず定員のほうでございますけれども、一応県のほうからは定員、事業の内容を条例でうたってくださいという指導の中で、10人とさせていただいたのは、スタッフの問題と、当初10人ぐらいの規模で動かしてスタッフを確保するほうが運営としてはやりやすいというふうに考えて10人とさせていただきました。

今回は、条例のほかには運営規定とか、そういったものは整備をさせていただいて、現在、県の障害福祉課とのヒアリング中で、4月1日の許可がおりるような形で進めておりますので、よろしくをお願いします。

今回の事業は、関ヶ原よりも西濃圏内が主でありますので、現に病院としては行ってみえませんが、隣のあゆみの家さんとか、神戸とか、いろいろ行ってみえますけど、基本的には社会福祉等サービス管理者で、お1人の方は大野町でこういった経験をお持ちのサービス管理者の方が来ていただくようになりましたので、その2人とリハビリの山口をもって、管内にいろいろこの事業を実施していくに当たっての展開と、利用者の皆さんとの契約が、最終的には契約をしないと事業として扱えませんので、その辺を事業展開を起こしていきたいというふうに考えております。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 事業のダブリということではなくて、当然、当病院がこういった事業をやることについては、それぞれの町の保健師さんとか、子供さんに携わってみえる人との情報共有とか、連携してやるという形になっていくんだろと考えております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 澤居久文君。

○8番（澤居久文君） 今、事務局長から西濃圏域とおっしゃいましたよね。障害者の子が、例えば垂井とか大垣とかから受け入れたとした場合に、町単独の費用で他町村の子供たちを受け入れて、採算が合うかなという話が出ないの。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 多分大垣市を中心とした事業の展開になるかなあと考えていますけど、この事業については広域的な事業の中で、確かに病院の費用は、当初はある程度投入する必要があると思いますけど、最終的には利用者さんとのサービス料でこの事業が黒字になるような形で持っていく必要があると思います。

一応放課後終わって、送迎をして、また送迎で帰すという形の事業の形態になると思いますけれども、送迎が実際どういった形で利用者さんとの契約の中で動くかはこれからのシミュレーションでございますけれども、現状は送迎を行って、利用者さんをお帰しするという形の事業を考えております。

基本的には、この事業の収入で費用を賄い、少しでも収益にプラスになるような形で持っていきたいというふうには考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番 澤居久文君。

○8番（澤居久文君） 収益を上げたいという意思是わかりますけれど、新年度予算で10人給料を見てありますよね。そんなもの、10人もまともに給与費を払っておって、10人しか受け入れられないのに合うの、単純に考えてみて。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） リハビリの職員につきましては、あくまでもリハビリテーション科のほうへの配属でございますので、当初リハビリの新規採用の者として配置するのは一応1人でございまして、あとの者は医療のリハビリを当然7割から8割ぐらい提供していただいて、あとのスタッフは交代で支援するという形でございますので、リハビリの職員はあくまでも医療のリハビリのほうをきちんと提供して、そこで収益力も当然上げると。応援の体制として、放課後のデイサービスのほうに応援のシフトを引いて対応するというふうに一応考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 9番 室義光君。

○9番（室 義光君） 今のお話を聞いていますと、よその町村の方も受け入れるということですが、単純なことを聞きますけど、よその町村の患者さんというか、子供さんというか、そういう市町村から関ヶ原町へ支援していただけるんですか。それは考えてもらわな、全部、それこそ病院経営が厳しいところ、よそのところの患者さんの分まで関ヶ原の町民の税金を使って

やるということは、そこら辺どうですか。単純なことですよ、これ。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） これについては、医療と一緒にの仕組みでございますので、医療でも市町村から負担金とかをもらってやっているわけではございませんから、あくまでも事業を行う中には、障害福祉事業としてサービス料の中で個人負担と公費負担の部分があって、その分を病院としては費用として請求させていただいて、病院のほうへ収益としてもらうという形ですね。事業所が市町村にこういうことをやるから、一部負担金を下さいとか、そういう性格のものではないと思います。

○議長（松井正樹君） 住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 今の病院事務局長の話の続きでございますが、住民課のほうの社会福祉総務費に障害者の自立支援事業というのがございまして、多分病院のほうへ通っていただく方は障害者の手帳をお持ちの方か、または医師による診断書を持たれた方が利用されることとなりますので、送迎につきましてもその中で加算がつけられるというようなことがございますし、当然、中でのリハビリの事業につきましてもかなりの額の報酬が、医療ではなくて福祉のほうから出るということでございますので、ある程度の採算性はあると思います。健康保険と同じ仕組み福祉版と思っていただければ。

〔発言する者あり〕

そうです。各町村からそのお子さんに対する費用が病院へ保険請求と同じような形で来るといこととなりますし、送迎があればそれも加算するし、もし給食を出すようなことがあれば、またそういうのも加算になってきて、いろんな形で加算がとれるというふうで、うちもことし、新年度のほうの予算でもそれにつきましては、100万ほど予算を新規に計上させていただいておりますし、今も障害者の自立支援事業ということで、うちは約1億円ほどの予算を持っておりますので、多分そういう報酬が入ってくるというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 事業内容のことになってしまっても大変申しわけないんですが、今、送迎をするという部分で、回るとなると西濃圏域を回らなきゃいけないという、例えば大垣。西濃圏域全部を回るとなると、1台では多分無理なのかなあというふうに考えたりとかいうところもあるので、若干、ちょっとここの条例とは別に事業内容の運営の仕方、当然この事業に関しての、どなたが事業責任者になれるんかちょっとわからないですけど、よくここの話をしないと、障害者の方を迎えに行く、その親御さんが同席をするのであれば車の運行なんかの支障はないかとは思いますが、もしお子さんだけが乗ってくるということになってしまったら、運転手、補助員が一、二人ぐらいは人員として必要になってしまうんですよ。

そういうことから考えて、先ほど病院局長がこの事業に関しては1人の採用ですとおっしゃられましたけど、当然そういう部分でのサポートというのが必ずしもついて回りの問題になってくる。運行における危険性というのが非常に、通常のバス運行ではないわけですから、十分に配慮してあげないと、知的障害者の子たちの施設のバスなんか見えていますと、大型バスで送り迎えをしておりますが、運転手及び乗務員があと2名います。必ずそういう2人体制で生徒たちを見ているというところもあるわけですから、そのあたりのことも十分に考慮していただかないといけないのかなという、済みません、ちょっと事業内容のことになってしまって大変申しわけないんですが、そのことだけお願いをします。

○議長（松井正樹君） 病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 送迎サービスの方法については、現在シミュレーション中ですけど、議員御指摘のとおり、とりあえず運転手と支援サポートをつけて2人で学校から子供さんをお預かりして、サービスを受けていただいて親元へ帰すという形になるだろうと思っています。

どういった受け入れの体制でお迎えに上がるのかというところは、実際の段階で大変だろうとは思っていますけれども、いずれにしても3台、4台の車で、職員が連携しながらこの事業をサポートしていくという形になるのかなあというふうに考えております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第25号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第27号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、詳細説明を省略いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第28号 平成27年度関ヶ原町一般会計予算について、総括の説明を求めます。

監理官。

○監理官兼会計管理者（吉田和司君） それでは、平成27年度関ヶ原町一般会計予算等の総括説明をさせていただきます。

お手元の資料の平成27年度予算資料をお願いいたします。

まず1ページ目をよろしく申し上げます。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、平成27年度の予算は、特別会計等を含めまして

総額93億2,542万8,000円で、前年比6.9%の減となっております。そのうち一般会計は37億4,280万円で、前年比に比べまして6億100万円の減で、率としましては13.8%の減の予算となったところでございます。特別会計につきましては、玉農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計は減となりましたが、そのほかの特別会計については増額となり、特別会計全体では6%の増となったところでございます。また、企業会計の水道事業会計、病院事業会計はともに減額となり、合計で7.5%の減となったところでございます。

それでは、一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いいたします。

主な増減につきまして御説明をさせていただきますが、ほとんどが減額の予算となっておりますので、よろしく願いをいたします。

まず議会費でございますが、273万7,000円の減で、これは人件費の減でございます。

3番目の民生費でございますが、1,781万7,000円の減で2%の減でございます。これにつきましては、臨時福祉給付金事業の1,739万5,000円の減等によるものでございます。

続きまして4番目の衛生費ですが、1億3,768万3,000円の減で19.5%の大幅減となっております。これは水道事業への補助金3,000万円の減と、病院事業への出資金、負担金で1億601万7,000円の減によるものでございます。

飛んでいただきまして、6番の農林水産業費ですが、2,857万2,000円の減で16.1%の減ですが、これはヤギ関係経費で1,168万9,000円の減と、m a y ! m a y ! 関係経費を商工費へ組み替えたことによるものでございます。

7番目の商工費ですが、これも7,943万9,000円の減で、39.9%と大幅な減となっております。これはm a y ! m a y ! 関係の経費を組み替えたことにより増となっておりますが、駅前観光交流館の建設費7,100万円の減と緊急雇用事業2,430万円の減によるものでございます。

8番の土木費ですが、2,313万7,000円、4.7%の減ですが、これは都市計画基本図修正等に1,900万円を計上いたしました。道路維持改良工事の2,500万円ほどの減と県営事業の負担金1,510万円の減によるものでございます。

続きまして、9番消防費につきましては982万7,000円で、6.5%の増で、防火水槽の改修が570万円ほど減となりましたが、不破消防組合の負担金が1,720万2,000円の増になったところによるものでございます。

10番目の教育費ですが、2億115万4,000円の減で、27.3%の減ということですが、関ヶ原中学校の柔剣道場の耐震補強工事や徳川家康最後の陣地整備工事等で1億6,000万円を計上しましたが、関ヶ原中学校建設事業が終了したため大幅な減となりました。

各科目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、9ページをお願いします。

9ページにつきましては性質別の比較表になっております。歳出科目の増減と大きな理由は重複をいたしますが、簡単に説明をさせていただきます。

義務的経費につきましては大型償還ですが、これはふれあいセンターの償還が終了したため5.5%の減となり、投資的経費につきましては、普通建設の補助事業が3億4,508万4,000円、82.1%の減、これは関ヶ原中学校建設事業の終了によるものでございます。それから普通建設の単独事業ですが、3,840万5,000円、18%の増、主なものは関ヶ原中学校のグラウンド改修によるものでございます。災害復旧につきましては皆減となっております。

その下のその他経費の中の補助費等については1億4,228万7,000円、16.7%の減となっておりますが、これは水道事業と病院事業への負担金及び補助金、臨時福祉給付金等の減によるものでございます。

それから、繰出金につきましては1,868万4,000円、4.2%の増、これは国民健康保険と介護保険への繰り出しの増によるものでございます。

その他につきましては、維持工事費等の減により3,101万9,000円、41.6%となっております。

以上でございますが、繰出金と出資金につきましては、11ページに内容が記載をされております。また、13ページのほうでは、基金残高の見込みの一覧表を掲載させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより歳出について順次説明を求めますが、予算主要事業説明一覧表に基づいて主なものを簡潔に説明を受けたいと思っておりますので、御了承の上、御協力願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はしませんが、何ページというところを示していただき、順次説明を願います。

それでは、順次説明を求めます。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、1ページをお願いします。

本当に主なところ、変わったところだけ説明させていただきます。

総務費の庁舎内情報化推進事業5,173万5,000円ですが、このうちの右のほうにあります、社会保障・税番号制度で2,043万6,000円です。これは、中間サーバーの負担金と住民基本台帳、地方税、健康管理の住民情報のシステム改修費でございます。

次に、地域防災事業303万1,000円ですが、そのうちの地域防災計画修正業務244万1,000円ですが、これは指定避難所や指定緊急避難所の位置づけと、避難行動・要支援者の情報の提供先や提供方法など、8項目を中心に修正するものでございます。以上です。

○税務課主幹（田中常敏君） それでは、同じく1ページですけれども、徴税费です。

固定資産評価基礎資料整備事業につきましては、固定資産評価基礎資料整備委託の756万円で

ございます。この事業につきましては、土地家屋図面の更新、また調書の作成等、例年行わせていただいておりますが、この事業につきましては、特に平成29年度までの3年間の債務負担行為で行わせていただく予定をさせていただいております。

それから、ちょっと下がっていただいて、土地家屋台帳管理システムのシステムデータ更新・保守146万円でございますが、これも例年、土地整理図、土地家屋台帳更新業務の毎年の業務でございますが、これに加えて、26年度に航空写真を撮りましたので、航空写真と地番現況図を照合する作業が新たに含まれております。

徴税費につきましては、以上でございます。

○住民課長（河島玲子君） 続きまして、戸籍住民基本台帳費でございます。

下から2段目の通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金271万2,000円を今年度、27年度に計上しております。以上です。

○総務課長（藤田栄博君） 次の2ページをお願いします。一番頭の選挙費です。

4月12日執行の県議会議員選挙379万6,000円、それと4月26日、町議会議員選挙567万7,000円を計上してございます。

○住民課長（河島玲子君） 続きまして、民生費でございます。

ふえておりますのは、国民健康保険事業への繰出金でございます。国保基盤安定事業のほうに約900万円、財政安定化支援事業のほうに約50万円ですが、増額となっております。

また、26年度に行われました臨時福祉給付金事業でございますが、平成27年度は1万円給付されていたものが6,000円というふうに減額されて計上をさせていただいております。以上でございます。

続いて、3ページのほうをお願いいたします。

ふえておりますのは介護保険特別会計繰出金でございますが、これは給付費の増によるものでございます。

あと、児童福祉費のほうは子育て世帯臨時特例給付金事業でございますが、平成26年度は1万円ずつございましたが、27年度は3,000円を1人当たりということで、約700人の予算を見込んでおります。

その一番下から2行目ですが、障害児施設給付事業ということで、新規で102万9,000円を計上させていただいております。これは、関ヶ原病院のほうで新たに実施されます事業に基づいて、関ヶ原町のほうから障害児がデイサービス等に通う場合の給付金になっております。

続きまして、4ページのほうをお願いいたします。

献血推進事業、母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業については、前年度並みとして計上させていただきました。以上でございます。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 同じ4ページでございますが、斎苑管理事業1,880万円の

うち、斎苑設備修繕工事としまして4カ年事業で炉の修繕等を行います。975万3,000円を見っております。

その下でございます。清掃費、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の作成につきましては、10年に1度の改定がございます。来年度が10年の改定期ということで324万円計上させていただいております。

その中、また下のほうで、町指定ごみ袋539万9,000円。来年度におきましては、現在のビニール・プラスチック類をプラスチックごみ類につくりかえをいたします。そういった関係で若干の増加をいたしております。よろしく願いいたします。

○産業建設課長（西村克郎君） 5ページをお願いいたします。農林水産業費の農業費、農業振興地域計画策定事業でございます。未整備農用地の除外等を含めました計画の見直しを2カ年にわたって行うものでございます。

続きまして、中山間地域等直接支払事業でございますが、27年度から新たに4期目として5年間の協定を締結の予定でございます。

新規就農者確保事業につきましては、26年度から始まっておりますが、今年度からの新規就農者の分は、先ほど補正でお願いしましたように前倒しでお願いしておりますが、27年からの1人分を見込んでおりますが、今のところ予定はございません。

経営体育成支援事業でございます。こちらにつきましても、今年度から就農しました新規就農者に対する融資主体型の補助事業の機械の補助でございます。

多面的機能支払交付金事業でございます。こちらも補正で前回お願いをしておりますが、26年度より5年間の締結7協定と、27年度から新規で3協定の参加が予定されております。

元気な農業産地構造改革支援事業につきましては、農業用機械・施設補助でございまして、27年度はJAの育苗センターの改修事業が予定をされております。

続きまして、中山間地域総合整備事業構想策定業務でございます。実施計画等の採択申請の資料の作成等を27年度におきまして、県単事業で2分の1の補助で行うものでございます。

続きまして、小規模農家組織化支援事業でございます。こちらは山中営農組合に対する営農機械の補助でございます。県2分の1でございます。

6ページをお願いいたします。林業費でございます。

有害鳥獣捕獲事業としまして300頭分の捕獲分を予定してございまして、また実績に基づきまして補正等をお願いしたいと思っております。

一番最後の山のみち地域づくり交付金林道事業でございますが、これも毎年の継続でございますが、昔の大規模林道、緑資源幹線林道に対する事業でございます。

○地域振興課長心得（高木久之郎君） 続きまして、商工費でございます。

にぎわいまちづくり創造事業、地域資源を活かした観光振興事業。これは都市再生整備事業



の提案事業でございます。これらを使って、笹尾山等でのイベントを実施していきたいというふうに思っております。

関ヶ原観光協会運営補助金として400万円。

笹尾山交流館運営補助金として400万円。

駅前交流館の建設事業として484万2,000円。これは備品等の購入費でございます。

関ヶ原古戦場整備基本構想策定510万円でございますが、これは今年度ランドデザインを策定いたしました。ビジターセンター、徳川家康最後の陣地、m a y ! m a y ! 付近をどのようにしていくかということはこの事業で考えていきたいというふうに思っております。

国際交流事業については、ゲディスバーグ区から職員の方をお招きしたいと思っておりますので、そのお招きする費用を計上しております。

以下、7ページの商工費については、前年度並みでございますが、メイメイ管理事業につきましては、今年度畜産事業費から商工費へ移行させていただきましたので、よろしく申し上げます。

○産業建設課長（西村克郎君）　続きまして、土木費でございます。

道路橋梁費の町道維持補修事業の中で、27年度から始まるものにつきましては、跨線橋と書いてありますが、これは歩道橋でございます。名神高速道路にかかっております山中地内の橋梁の点検業務でございます。あとは町道維持につきましては、今須地内の大貝戸の補修工事、橋梁の長寿命化計画に伴うものでございます。通学路整備としましては、笹尾・小池地内の通学路を対策工事を予定しております。

道路橋梁新設改良事業につきましては、今年度から3カ年で工事を委託しております新幹線の跨線橋の耐震補強工事の2年目でございます。町道の改良工事につきましては、駅北8号線と9号線の改良工事、今須地内の中山道今須宿線の舗装改良工事が新規でございます。小池玉線以降は継続事業でございます。

河川費につきましては、河川費の中にちょっと記入漏れがございますので説明させていただきますが、中挟川の護岸補修工事は一覧表に上がっておりませんが、今須門前地内の護岸が崩壊しておりまして、農地に被害が出るおそれがございますので、補修工事を行わせていただきたいと思っております。

都市計画費につきましては、都市計画推進事業でございます。都市計画基本図修正業務と都市計画基礎調査の業務委託。これは前回平成20年に実施しておりまして、基礎調査を県のほうから平成27年度で関ヶ原町は実施するというようにございまして、あわせて基本図の修正業務も行うものでございます。3つ目の都市計画支援システム業務につきましては、窓口等で基本図とか用途地域の閲覧が可能なシステムの導入を予定しております。以上です。

○西消防署長（田中文男君）　8ページをごらんください。消防費でございます。

その消防費の中の災害対策事業といたしまして、災害用の備蓄品等、それと災害用の備品等の購入をさらに充実させてまいりたいと思います。総額128万円ということをお願いいたします。以上です。

○学校教育課長（三宅芳浩君） 同様に、8ページの教育費でございます。

小学校費の小学校施設整備事業でございますが、主なものとして、現在関ヶ原小学校で使用しております生ごみ処理機の老朽化が進んでおりますので、別の機械と交換させていただきますので、その設置費用等159万9,000円を計上させていただきました。

次に、小学校備品等整備事業でございますが、現在の今須スクールバスは平成5年の登録で既に21年を経過しております。3台のバスの中で特に古く、老朽化が激しく、毎年修繕を繰り返しておりますので、ふれあいバス、保育園の送迎用等も兼ねておりますので、来年度新車の購入を予定させていただくものでございます。

次に、中学校費の中学校施設整備事業でございますが、本年度作成します関ヶ原中学校柔剣道場の耐震補強計画及び設計に基づきまして実施をいたします。耐震補強工事の工事費と監理業務で9,153万5,000円でございます。それからグラウンド改修工事でございますが、これは関ヶ原中学校のグラウンドからの砂ぼこりが余りにひどいため、その対策として、工事費と設計監理料で2,235万7,000円を計上させていただきました。財源は、学校施設環境改善交付金776万8,000円と教育施設基金からの繰入金1億円を予定しております。以上でございます。

○社会教育課長（岩田英明君） 続きまして、9ページ、社会教育費ですが、中段のやや下の史跡整備事業、事業費5,562万円でございます。こちらは来年度から始めますランドデザイン関連の古戦場活用整備事業に係る分となっております、内訳として、徳川家康最後陣地のある陣場野公園整備工事費4,700万円、設計監理費、その他保存整備検討委員会に係る費用などが含まれております。こちらは国が2分の1、県が補助残の3分の2という補助事業となっております。

続きまして、一番下のふれあいセンター管理事業、こちらの施設管理委託費762万6,000円の中に含まれております124万2,000円ですが、こちらはふれあいセンターの特殊建築物定期調査業務委託料となっております。こちらは建築基準法で3年に1回の実施が義務づけられております検査で、来年度はその年になりますので計上させていただいております。以上でございます。お願いします。

○議長（松井正樹君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

監理官。

○監理官兼会計管理者（吉田和司君） それでは引き続き、一般会計の歳入の説明をさせていただきます。

先ほどの予算資料の3ページをお願いいたします。

最初に1番の町税でございますが、全体で13億1,431万円で、9,700万1,000円の6.9%の減となっております。

町民税につきましては2,650万円の減となり、固定資産税につきましても評価がえに伴いまして6,700万1,000円の減となっております。

譲与税、交付金につきましては、地財計画等、これらの実績によりまして予算化をされておりますが、6番目の地方消費税交付金は4,500万、53.6%の増となっております。これは消費税8%への引き上げによるものでございます。

飛んでいただきまして、14番目の国庫支出金ですが、これも4,933万3,000円の減ということで、主なものとしましては関ヶ原中学校建設事業の終了と駅前観光交流館の事業によるものでございます。

次の15番、県支出金ですが、3,587万8,000円、14.7%の減で、これにつきましては、農業用災害復旧事業の完了に伴う減でございます。

次、18番、繰入金でございますが、1億円が減額されておりますが、これは財政調整基金と減債基金の減によるものでございます。

19番の繰越金につきましては、例年並みの5,000万円を予算計上させていただきました。

それから、21番、町債につきましては2億9,860万円、53%の減ですが、これにつきましても関ヶ原中学校建設事業関係と駅前観光交流館建設事業等によるものでございます。

次に、8ページのほうをよろしく願います。

8ページにつきましては、性質別の比較でございます。自主財源と依存財源の円グラフですが、平成27年度は7ページのほうに比較表がありますが、関ヶ原中学校の建設事業が終了したことにより補助金及び起債が減になり、自主財源と依存財源がほぼ半々という形になってございます。

以上、簡単ですが、歳入全般の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第29号 平成27年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） お手元の資料11ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございますが、前年度に比べ約80万円の増となっております。これは事務費負担金、保健事業負担金の増によるものでございます。以上です。

○議長（松井正樹君） 議案第30号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 同じように11ページのほうをお願いいたします。

平成27年度国民健康保険特別会計ですが、前年度に比べ約1億4,150万円の増となっております。これの主なものといたしましては、共同事業拠出金が前年度に比較し1億3,000万円ほどの増額となっております。これは、平成25年度の医療費拠出基準額に過去3年間の関ヶ原町の総医療費を掛けて、過去3年間の県合計総医療費を割った額に基づいて、国保連合会のほうへ拠出するものですが、これが27年度増となっております。あとは前年度並みとしております。以上です。

○議長（松井正樹君） 議案第31号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 続きまして、13ページをお願いいたします。

介護保険特別会計でございますが、前年度に比べ6,480万円の増となっております。これの主なものは、施設介護サービス給付費が前年度よりも6,400万円多く給付を見積もっておりますので、これがほとんどでございます。それ以外には、ほとんど変更はございません。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 議案第32号 平成27年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（河島玲子君） お手元の資料15ページをごらんください。

前年度の予算に比べまして290万円ほど増加になっております。これは、人件費はかなり前年度、正看護師が採用できなかったということで下がっておりますが、あとは訪問看護ステーション等の収入がふえております。

あと居宅支援サービス等の事業でございますが、居宅介護支援事業費と介護予防支援事業費のほう、人件費を少し、職員が確保できなかったということで入れかえをしておりますので、その分で人件費が多少変わってきております。あと、デイサービスのほうを、今定員25名でございますが、平成27年4月からは定員を3名ふやしたいというふうなことで少し費用が出ております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 議案第33号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 資料の15ページでございます。

玉農業集落排水事業特別会計につきましては、前年度1,810万円から平成27年度予算は1,690万円となっております。差額120万円の減につきましては、玉農業集落排水施設の処理場の施設調査の減、その分のみでございます。あとは同額ということで、よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 議案第34号 平成27年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 16ページをよろしく願います。

今須農業集落排水事業特別会計におきましては、今年度4,550万円から次年度予算5,410万円となっております。内容につきましては、上の農業集落排水処理施設管理事業の処理施設・マンホールポンプ電気料、電気代が大幅に上がっており、流入のふえている分と電気料の値上げの分でございます。

それから公債費のほう、地方債の償還元金据置期間が終わりましたので、こちらが大幅の増となっているというような内容となっております。よろしく願います。

○議長（松井正樹君） 議案第35号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 公共下水道事業特別会計におきましては、今年度予算が5億240万円から次年度4億3,680万円と大幅の減となっております。こちらにつきましては、重立っては野上地区のこしの大規模な工事が終了したこと、それから総合地震対策事業につきまして単年度事業をやっておりましたが、それが減になったもの、そういったことで減額となっております。よろしく願います。

○議長（松井正樹君） 議案第36号 平成27年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 平成27年度の関ヶ原町水道事業会計予算でございます。

まず収益的収入及び支出の予定額につきましては2億1,050万円で、資本的収入が3,739万6,000円、支出が9,328万5,000円の予定額でございます。

主要事業説明一覧表の16ページをよろしく願います。

このうち4条予算、資本的支出について主なものを説明させていただきます。

まず第4次拡張整備事業（管渠）の平井藤古川間送配水管整備工事につきましては、次年度で3カ年目でございます。今年度5,000万円でしたが、こちらが2,000万円の予定でございます。

その他、下のほうに並んでおります部分で、平井1号取水ポンプ場電気計装設備更新工事につきましては老朽化によるものでございます。その下の検水ポンプも同じでございます。

それから下から2番目、御祭田加圧ポンプ場改修工事につきましても、老朽化が著しいため施設の更新を行うものでございます。

また、ちょっと失礼しましたが、同じ4条予算でこれに計上しておりませんが、次年度250万円で、見回りのための車の更新を予定しております。以上でございます。よろしく願います。

ます。

○議長（松井正樹君） 議案第37号 平成27年度関ヶ原町病院事業会計予算の説明を求めます。  
病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） それでは、平成27年度の関ヶ原町病院事業会計予算資料のほうをお願いしたいと思います。

まず平成27年度の関ヶ原病院事業の当初予算でございますけれども、1ページをおあけください。

収益的予算としましては、収入が24億3,240万円、支出が24億3,140万という形で、大きな赤字を出してはおりますけれども、予算上は例年黒字の予算という形で、大変申しわけございませんけど、そういう形で組ませていただいております。

資本的予算につきましては、収入は7,604万3,000円、支出は1億8,604万3,000円ということで、一応この1億1,000万については内部留保という形を考えておりますけれども、キャッシュがなかなか回せない状況でございますので、いっぱいいっぱいというふうに思っております。

それで、上段右上の表ですけれども、町からの繰入金につきましては、当初予算のほうでもごらんいただきましたけれども、町の負担金としては8,150万2,000円、町の出資金、これは4条予算のほうでございますけれども、6,849万8,000円ということで、一応1億5,000万、前年と1億601万7,000円の減という形で予算を組ませていただきました。

これにつきましては事業予定量の左下の表のほうでございますけれども、今回、一般病棟のほうに地域包括ケア病床を8床導入することになりました。ただ、これを導入しても、現状、一般病床の単価がそんなに上がってきていませんので、一般病床の単価については同額で見させていただきます。療養病床につきましては、1,000円単価を上げさせていただいて1万9,000円。状況によっては1万8,600円とか、そういった単価になる場合もございます。外来のところにつきましては、単価を800円上げさせていただきまして、これにつきましては地域包括ケア病床を導入することによって、地域包括、外来のほうでございますけれども、診療料がいただけることとなります。ただ、いろいろクリアしなきゃいけない条件はございますけれども、現在のシミュレーションとしましては、それを導入することによって、コンサルのほうからでございますけれども、780万ほどの月額増収になるというふうに見ておりますので、予算上はそれを反映させていただいて、町の負担金分は減額をして予算を組ませていただきましたけれども、先ほど一時借入金をして年度を越えての処理をさせていただきますので、収入の状況によってはまた補正をお願いしなきゃいけない状況になるのかなあというふうには思っておりますけれども、当初予算としては、その予定数量をもって単価を掛けてそれぞれの医療収益を計上させていただいております。

資料の2ページ、3ページのほうが収益的収入と収益的支出の表でございます。

まず2ページの収益的収入でございますけれども、それぞれ先ほど説明した単価と患者様の数をお掛けして、入院の収益、外来の収益を出しております。

今回、医業外収益の中で、中ほど下でございますけれども、附帯事業として行わせていただきます放課後デイサービスにつきましては、県のほうから附帯事業は医業外収益で計上してほしいということで、今まで介護サービス事業につきましては別建てをしておりますけれども、これにつきましてはみなし事業ということで、医療と一緒に請求をさせていただいているという対応でございましたので、別建てにはしていません。

今回は総合福祉支援法の形で別建ての事業という形で、これにつきましては病院施設の面積につきましても約850平米下げさせていただいて、障害福祉事業の面積と病院施設の面積を保健所のほうへ提出をして、建物の延べ面積も落としております。

放課後デイサービス等の一応見込みの積算としましては2,610万。内訳的には、放課後等デイサービスが2,200万ぐらいで、当然これが大きな事業でございますけど、平日、また土・日、長期休暇、それぞれ1万円を超える単価ではございますけれども、それをシミュレーションさせていただいて収入を上げさせていただいております。

費用のほうでございますけれども、ここにつきましては、現状職員119名でございますけれども、126名で給与費を組ませていただいております。

5ページをお願いしたいと思います。医業外費用におきましては、今回リース資産については利息を医業外で払うという形でございますので、支払利息及び企業債の取扱処理のところで利息分を新たに計上しております。そして、放課後デイサービス等の費用につきましては一応1,578万という見込みで、ここの給与費につきましては、基本的にはパートの職員の賃金を見ております。正職員につきましては引当金等の関係がございましたので、医業費用の給与費の中で計上させていただいておりますので、最終的には4月になって、異動の段階で正職員を1.5人とかという形の配置になるのかなあと考えておりますけれども、一応予算としてはこういう形で組ませていただいております。

最後の7ページでございますけれども、4条予算の主要事業につきましては、まずは工事請負費としましては、老朽化しております電気設備関係を例年、順序立ってトランスの中のコンデンサーの取りかえをさせていただいておりますし、器械備品のところにつきましては、医療情報システムの電子カルテをリースとして2,785万円計上させていただいておりますし、車輛として患者送迎として350万。これにつきましては、放課後等デイサービスにも使いたいと思っておりますし、午前中の患者様の送迎にうまく活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これで平成27年度の予算関係の説明を終了いたします。

#### 日程第41 請願第1号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第41、請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願についてを議題とします。

本案について、紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 御指名を頂戴いたしましたので、紹介議員としての趣旨説明をさせていただきます。

お手元の文章にありますように、今回、米価が非常に下がっておりまして、御存じの方もあると思いますが、おととしまでは農協への農家からの前渡金が1万2,000円でしたが、去年、26年産は9,200円ということで、3,000円ばかり下がっております。肥料なんかはそんなに下がっていない中で、1番目の請願事項としまして、ナラシ対策ということで、26年、27年産も同じような米価でいってもらいたいというのがこの1番でございます。

ちなみに、皆さんよく御存じの米の、特に新潟の魚沼産コシヒカリは26年度分でも大体2万3,000円ぐらいしておるわけですね。特に新潟全体の各地区の平均を見ましても、1万8,600円ばかりしておるんですね。それが岐阜県の場合ですと1万5,000円ということで、農協の買い取り価格によっても非常に力の入れ方によって差があるもので、この辺は岐阜県の農協関係としても力を入れてもらわないといかんし、農家もおいしいお米をつくってもらわないといかんという思いの中で、このナラシというのは平均して同じような価格になるように国に努力してもらいたいということでございます。

それから、2番目の収入保険制度につきましては、今までは獣害による共済保険というものがありまして、イノシシ、鹿にやられたときは相当のお金が出るんですけども、農協の買い取りの価格が下がったときにはそういう制度がありませんので、そういうときも最低限、幾らかはまだ僕も聞いていませんし、ある程度米価が、例えばT P Pが交渉されると1俵が5,000円ぐらいになるかという話もある中で、それではとても農家はやっていけませんので、収入保険制度を早急に創設してくれということでございます。

それから、3番目の飼料米の生産拡大ですけれども、今農水省は1反当たり飼料米として8俵とったら8万円、集団でやれば約10万円ばかり出るんですが、これはきちっと飼料米と我々が食べる主食米に分けてやらないと、個人の農家が同じような、飼料米の収穫は後になるんですけども、コンバインで刈り取ってしまうと、混在してしまって何ともならなくなってしまう。そういうことをなくすために、国として、今農協で持っているカントリーエレベーターとか、乾燥機も飼料用米と主食米ときちっと分けてほしいというようなことで、ここにある飼料米の生産を拡大するためには、そのような施設をつくってくれということでございます。

それから4番目は、今うちの小・中学校でもやっていると思いますが、米飯給食は週3回ぐ



らいありましたかね。これもやっぱり米の消費拡大ということで、昔は1人1俵とか、そんな話になりましたけれども、とても今のパンが普及したり副食を食べるようになって、米自身の皆さんが食べる年間の量も非常に少なくなってきましたので、これは主食用の米を粉にして、いろんなうどんをつくったりなんか、そういうことが徐々にふえてきましたので、そういうことの利用拡大を図ってくれというような意味でございまして、何とぞ御理解をいただくようお願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） ただいまの趣旨説明に対し、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。請願第1号は、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号は産業建設常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

#### 日程第42 請願第2号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第42、請願第2号 米価対策の意見書を求める請願についてを議題とします。

本案について、紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） それでは、紹介議員として趣旨を説明させてもらいたいと思っております。

ただいま請願第1号で同じような請願が出されておりました、趣旨としては同じなんですけれども、そもそも平成26年度産の米価が大暴落しているということで、農家の収入が減り、米をつくって飯が食えないという悲鳴が上がっているということで、米の生産費は1万5,000円から1万6,000円というふうに言われておりました、先ほども言われましたけれども、それが9,000何がしということでは、本当につくるたびに赤字になるというのが現状になっています。

もう一方で、政府は戸別所得補償として、平成23年度から米の直接支払い交付金、1反当たり1万5,000円を助成。それから米価変動補填交付金ということで標準価格と実質価格の差を補填する。こうした複合的な形で戸別所得補償の政策がとられてきましたけれども、安倍政権になりまして、この米直接支払い交付金というのは平成27年度から1万5,000円が半額の7,500円に減らされ、平成29年度には廃止するというふうに決められましたし、もう一つの米価変動

補填交付金というのは廃止されまして、農家にとっては二重、三重に痛手が大きくなっているという現状がございます。

今回の大暴落の原因というのは、こうした今の安倍政権のもとで米が米の市場の相場で買い控えが起きたり、また農家は早く売らないといかんということで、そういう市場の原理が働いて過剰米がふえているという現状がございます。

先ほどの小谷議員が紹介されたJAのほうから出された請願項目について反対するものではございませんが、私が紹介する請願の内容は、緊急性というところで、その過剰米を市場からとりあえず外して、市場できちんと米価が上がるように、過剰米を市場隔離せよということや、先ほど言った、今の政権によって交付金等々が半減されたり廃止されたりということをやめなさいという具体的な請願項目になっております。

ですから、ぜひともこの請願の趣旨を御理解いただきまして、先ほどのJAさんの請願とあわせまして、請願を採択していただきたいということで紹介をさせていただきました。ぜひともよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） ただいまの趣旨説明に対し、これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 基本的なことをお伺いしますが、この請願団体、農民運動岐阜県連合会（岐阜農民連）小寺さん、どういう団体ですか。農家をやっていらっしゃる方とか、JAとは関係ないお百姓さんとか、そういう方か、そこら辺だけちょっとお教え願います。

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 当然JAさんに米を出荷されてみえる方で、農家の方が中心でやってみえるというふうに聞いています。ちょっと不破郡はそうした方は見えなくて、私が知っているのは大垣やら輪之内町やら、そういう方々が個人的にはおつき合いをさせてもらっています。農家の方です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） ちょっと僕はわからなかったんですが、私も家業をやっておりますので、米の相場というのは自由競争になっているんですね、入札で。例えばさっき小谷議員がおっしゃったみたいに、魚沼のあれは60キロで2万3,000円、当然しますし、何か政府米に限ってそれを何とか統一せよとか、そういうことを請願していらっしゃるんですね。

一般的には、いいところの銘柄とか、そういうのはそれなりの価格はちゃんと維持されておるんですけどね。その辺、どういうことをおっしゃっているか、ちょっと僕はわからんですけど、もう一回お願いします。

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 過剰米というのがあると思うんですね。2014年6月末の主食用米の在庫が222万トンあるそうなんです。それで、その過剰米は去年の9月時点では30万から40万程度あるということなんで、いわゆる市場の全体の中でどれだけ売り買いされていて、余りがどれだけあるかということだと私は思っておるので、全部を含めてだと思っっています。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 今までの過去の話をしてますと、ちょうど平成6年に米不足になったのは皆さん御存じですか。個人的で申しわけないですが、1袋、表に置いておいたら、ダンプカーがとまって、大阪ナンバーやったんですけど、これを1万円で売ってくれと、10キロをね。ふだんでも2,500円、3,000円かそのぐらいやったんですが、1万円でもいいと。そのときからこういうお米に対する政府の考え方とかああいうのが変わってきたと思うんですね。6年、米不足から大パニックになったとき。あのときはタイ米とかカリフォルニアとか豪州とかいろいろ入ってきたんですけど。そういうことは天候異変でそうなったと思うんですが、それをやっばりこれではいかんぞということで備蓄米をやって、生産者の農家の方にはつくれつくれというふうにして増産していったんですね。それなら、先ほど話もありましたんですが、やはり主食の米離れで、お米はようけできるんだけど、ちっとも売れていかないということで、備蓄という形でやったんですね。

我々の業界でもよくあって、そんな備蓄米やら長いこと倉庫の中に入れておいたって、もちろ倉庫代もかかりますし、品質も悪くなるので、例えばああいう難民のところへ出したらどうやと、そういう話もいっぱいあったんですよ。そうすると、結局高い金で買い上げたやつを本当に二束三文みたいに出すというのも、先ほどの問題やないですけど、税金を使ってそんなことをしてはいかんということで、ずうっとそれが今までに来ておるんやと思うんですね。

何が言いたいかということ、基本的にはやっぱり需要が少なくなったと。逆に、僕はこんなことを言って回し者でも何でもありませんけど、やっぱり皆さんが食べたいお米を農家の方が一生懸命つくってもらうのが一番よからうかなと思っおるんですけど、これは個人的な考えで申しわけないですけど、余談まで。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。請願第2号は、会議規則第91条の第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っいます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第2号は産業建設常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

**日程第43 請願第3号について（提案説明・質疑・委員会付託）**

○議長（松井正樹君） 日程第43、請願第3号 TPP交渉に関する請願についてを議題とします。

本案について、紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 同じ農民運動岐阜県連合会から請願を受けまして、紹介をさせていただきたいと思います。

TPP交渉につきましては、昨年末に合意を目指すと言っておりましたが、その交渉が難航しておりまして、ことしになりまして春の早いころとか言ってみたり、春の早い時期ではちょっと難しいと言ってみたり、非常に交渉が難航しているということがうかがわれます。

ただ、この5・6月には合意を目指していると、そういう方向で急いでいるということでございます。

交渉の中身は、秘密に進めるというふうにしておりますけれども、いろんな報道によりまして、日米双方が早期決着を意識して、いよいよ交渉カードを切り始めているのではないかという報道もなされております。

特にアメリカとの二国間交渉では、主食用米の輸入を拡大するために無税、税金なしで輸入するミニマム・アクセス、現在、もう既に無税で輸入しているんですけれども、それとは別枠でこのTPP特別枠というのを新設して、新たに5万トンの拡大を検討しているというふうに伝えられております。

それから牛肉の関税では、現行の38.5%を9%前後まで、段階的に削減する方向で検討されているということも伝えられています。

国会では、米、麦、牛肉、豚、乳製品、甘味資源作物など重要5品目について聖域を確保し、それができなければ脱退も辞さないというふうに決議をしております。また、与党も選挙公約などで、そういう聖域を守るというふうに言ってきたことを踏まえると、先ほど述べたようなTPP交渉の行く末を大変ゆゆしき事態となりかねないというふうに心配をしております。

日本の食料を明け渡さないためにも、改めてこの国会決議を遵守されるよう求める請願の内容となっていますので、ぜひとも請願の趣旨を御理解いただきまして採択されますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（松井正樹君） ただいまの趣旨説明に対し、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 澤居久文君。

○8番(澤居久文君) ただいま私、産建の長をやらせていただいております兼ね合いでちょっと伺いますけれども、今、3つの請願が出ましたけれども、小谷議員に関してはJA西美濃というつながりはよくわかるんですが、田中議員は百姓もやってみえないお方なのに、この人の関連の強さというのか、ぜひともお願いしますという、その力はどこからどういうつながりで出てくるんですか。そうしないと審議できない。

○議長(松井正樹君) 4番 田中由紀子君。

○4番(田中由紀子君) 私は町会議員として、関ヶ原町の町政、町民のために一生懸命仕事をするという任務を授かっておりますが、同時に日本共産党として、国全体の問題もあわせもっているような運動をさせていただいています。原発にしろ、平和の問題にしろ、いろんなところで勉強もしながら、いろんな方々とうつながりながら運動を進めております。

その一環として、この農業問題も、私は農業をやっておりませんが、安心・安全な食料をいただくという消費者の立場からも、この農業問題については、やっぱり真剣に考えないといかんなあというふうに思っておりますので、そういうおつき合いだというふうに思っていたければありがたいと思います。

○議長(松井正樹君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 小谷清美君。

○5番(小谷清美君) 1つだけお聞きしますが、何か西南濃の市町村では、関ヶ原を含めて3つぐらいの市町村しかこの請願が出ていないということもちらっとお聞きしたんですけれども、私が先ほどちょっとお願いしたのは、西美濃管内全部の市町村が一緒の思いで国にお願いしようという一致団結した形になっていきますので、その辺がばらばらで、もっと強い思いが伝わってこないということがちょっと感じられたもので、それだけちょっと。

○議長(松井正樹君) 4番 田中由紀子君。

○4番(田中由紀子君) 残念ながら、この請願が各市町に届いたのが2月中旬ぐらいだったと思うんですが、いわゆるそれぞれの町の議会運営委員会までに間に合わなかったという実態がございまして、私自身もぜひ出していただきたかったんですけれども、そういう事情があったというふうには聞いております。

○議長(松井正樹君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。請願第3号は、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設

常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第3号は産業建設常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明11日から22日までの12日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明11日から22日までの12日間は休会とすることに決しました。来る3月23日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締め切りは16日午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後3時13分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

